

厚岸町議会 令和4年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和4年3月9日

午前10時59分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和4年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、早々審査を進めてまいります。はじめに、議案第4号 令和4年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

2ページから6ページは、第1表 歳入歳出予算です。34ページ、35ページは、事項別明細書です。

36ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

5 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款 1 項 1 目個人、今年度予算が4 億1,470万8,000円の計上、これについてお尋ねをいたします。

前年当初予算対比、ここに計上されているのですけれども、109万9,000円の減。おおむね昨年と同様の試算をなさっておられます。令和3年度決算見込なのですが、私が推計しますと、4 億4,762万5,000円。この数字と比較しますと、3,291万7,000円の減。令和3年度の決算見込の数字と、この当初予算の数字の差というのですか、3,291万7,000円の差でございますから、昨年並みの数字を試算をしたのかなと理解をしたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

当初予算は、委員おっしゃっているとおり、109万9,000円の減となっております、決算見込につきましても、委員おっしゃっているとおり、3,291万7,000円、こちらが減でございます。

- 委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

- 南谷委員 当初予算ベースでは、昨年とおおむね同じ計上。令和4年度も、私が感じるにはコロナ禍や赤潮被害、それに生乳の見通しも厳しく、肥料も高騰する、そしてさらにはここにきてロシア、ウクライナ戦争が勃発、原油の値上げを含め、非常に厳しい状況が推測されます。

歳出計上の根拠について、これでいいのかなのかなと、非常に疑念に思います。

この辺、いろいろかみ合っただようになっていいると思うのですけれども、もう少し詳しく、この計上に至った経緯について、内容を説明してください。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 令和4年度の予算の見積りでございますけれども、まず1点目、人口減少、課税者の人口減少を81名くらいいるのではないかとという部分で、まず人口減少部分を算定しております。

そのほかに、農業所得につきましては、昨年からの原油高の影響によりまして、資材費、さらには燃料費、餌代等が経費の増額により、昨年度並みの税額は見込めないという部分で、農業所得を7%ほど落とさせてもらっております。

また、赤潮による被害でありますけれども、ウニの漁獲高が大幅に減少していると。来年につきましても、このウニの漁獲高につきましては見込めないという状況でありますので、その部分を来年の税の収入から落とさせてもらいまして、漁業所得につきましては、2.8%落とさせてもらっております。

また、今回のロシアの関係によりまして原油高、これにつきましては、当初予算算定時ではなかなか分からない部分のありましたので、この部分は見込んでございません。令和4年度予算でありますので、令和3年中のこの所得によりまして、税額が決定しておりますので、このロシアの今回の戦争によりまして、この部分につきましては、来年度ではなくて再来年度に影響するものと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうですね。ロシアについては、令和5年度に繰り越される、実績だから、前年度の実績。大体おおむね。いずれにしても、前年並みの数字に推移をすること。ウクライナとか、これからのものについては次年度の算定になると。そういう意味では、大きく狂わないのだと。こういうことだと思うのですけれども、いずれにしても当初予算でございますから、非常に予断を許さない状況にあると思います。この辺については、しっかり取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ちょうど今、確定申告、町民税申告の時期でございます。今段階では、まだきちんとした数字出ておりませんが、この辺も的確な課税をして努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。
2 目法人。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項 1 目固定資産税、2 目国有資産等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項軽自動車税、1 目環境性能割、2 目種別割。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項 1 目たばこ税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項 1 目都市計画税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項 1 目自動車重量譲与税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項 1 目森林環境譲与税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 款 1 項 1 目利子割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 款 1 項 1 目配当割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 款 1 項 1 目法人事業税交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 款 1 項 1 目地方消費税交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9 款 1 項 1 目環境性能割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村交付金。
2 番、石澤委員。

●石澤委員 自衛隊基地交付金が増えているのですけれども、その理由はなんですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この国有提供施設等所在市町村交付金、これは演習場、要は固定資産見合いの部分の交付金であります。これは10分の7が基地交付金の総額、そして10分の3というのが、要は市町村の財政状況に考慮して、これは総務大臣が決定してということで交付される額であります。

今回、こちらのほう、昨年より増額になっている理由であります。今回、この令和3年度で1,374万9,000円という額が交付決定されております。そういった中で、それを勘案して、令和4年度も同額を計上させていただいたということで、中身につきましては、うちのほうで出すときには評価額だとか出させていただいているのですけれども、その中身につきましては、大変申し訳ございませんが、国からの通知によって交付決定してくるというところでございますので、それに見合った令和3年度の交付決定額に基づいて、令和4年度の予算計上に至ったということでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番、石澤委員。

●石澤委員 何か余計なこと考えたくないのですけれども、前回もオスプレイとか米軍の演習がありましたよね。そういうこともあるよというような意味の増額にはならないのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

オスプレイというお話もちょうと出ましたが、こちらのほう、演習の、例えば訓練のこの交付金につきましては、この科目ではなくて、補助金のほうの、こちらのほうで特定防衛施設調整交付金ということで、その土地に交付されるということでございますので、ここの国有提供のほうは、あくまでも固定資産見合いの部分、それと総務大臣が配分する部分ということでございますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

11款 1 項 1 目地方特例交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12款 1 項 1 目地方交付税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 13款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 14款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 15款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目民生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生使用料。
3 番、室崎委員。

●室崎委員 ここに環境政策使用料というのがありますね。額は非常に小さいのですけれども。これ見ますと、別寒辺牛湿原自然観察施設占用料となっているのですが、これ具体的にちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 別寒辺牛湿原の自然観察施設占用料2,000円収入上げております。これにつきましては、水鳥観察用地の北電、それからN T Tの電柱の分の使用の占用料ということで計上させていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。水鳥観察館の敷地内にあるから、こういう項目になるだけですね。分かりました。

何とか基金サンクチャリなんていう看板がありますよね。ああいうものに関しては町有地に建っていたとしてもこれはいただいていないということでもいいですね。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） それにつきましては、歳入として見ておらないということでございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。
4 目農林水産業使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目商工使用料。

- 委員長（竹田委員） 6 目土木使用料。
11番、中川委員。

- 中川委員 ここで施設に住宅使用料でちょっとお聞きしたいのですけれども、本町に有明の団地から、こっちへ移る、まちなか公住ありますよね。これについて質問させてもらいたいのですが、いいですよね、この科目で。

町民からの噂というのか、いろいろ話が出ていますのですけれども、今、4カ所、まちなか公住つくりましたよね。そうしたら、これは有明公住から移る人の数でつくりましたよね。そうしたら、ある公住に入っている、新しい公住に入っている人が、中川さん、有明の公住からもうどうしても出られないのだと。そのためにこれつくっているのに、町ではそれいいのかと。新しく入っている人からも私のところに話がありまして、実は今日、課長がいなかったのですけれども、係長にお聞きしました。噂なのかどうかかなと思ったら、噂でないのですね。本当なのですね。そうしたら、2件か3件、もうどうしても出られないのだと。今までのとおりいるのだと。こういう話なのです。今、係長から話聞いたから、やはり本当なのだなと思ったのですけれども。この場合、どうすればいいのですか。

そして、私古い人間だからあれですけれども、小黑さん、郵便局の道路挟んで向かいにつくりましたよね。あのときに町民から、いや、中川さん、いい公住ですね、私たちも入りたいのですけれども、一般の人は入れるのですか、こういう何人かから質問がありまして、いやいや、これだめなのですよって、有明公住からの人方がこっちへ移るためにつくっている公住なので、皆さん、一般公募しないのでだめなのですよ、こう言って説明はしていたのですけれども。そうしたら、どうしてもこの移らない人は、そのためにこの4カ所つくったのに、空きますよね。そうしたら、あれですか、一般公募というか、するのですよね。そのまま空かせておけないのですよね。朝に係長は、今一生懸命有明公住に入っている人にぜひ移ってください、一生懸命説得しているのですけれども、なかなかうんと言ってくれないのですよ、今話していましたがけれども。この場合、どうされる考えなのですか。ちょっとお聞きしたいのですけれども。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まずは、まちなか団地につきましては、有明の建て替えということで、ご質問者おっしゃるとおり建設事業進めてまいりましたが、今年に関して言うと、先だって完成した分も有明から4件、皆さん移っていただいたのですけれども、残っている方においては、実は入居当時よりも所得が上がってしまっていて、そういった部分で新たに松葉団地のほうに移ることが、できなくはないのですが、かなり家賃が上がってしまうという状況にあります。そういった部分も、これまでも説明した中で、当然家賃が上がるのであれば今のままがいいというお話をいただいているところなのです。

有明団地自体が老朽化する中では取り壊しも進めていかなければなりませんので、行く行くは期限を切って、他の住宅に移っていただくとか、民間も含めての話になりますが、そういう交渉はしていかなければならないと考えております。

それと、それをもちまして有明に住まわれていた方は、全て松葉団地に移転をしたと僕は捉えていまして、何件か残っていますが、もう移る意思がないという方なものですから、今後建て替えについては当分行わない予定ではおります。

その上で、これまで建てた中、住宅も諸事情により空き家がこれから出てまいりますので、今回も2件ほど空き家がありました。今後においては、空き家が出た際には一般からの公募を募って、選考委員会の中で入居者を決めていくといったような流れになってございます。

●委員長（竹田委員） 11番、中川委員。

●中川委員 今、課長から答弁もらったのですけれども、いや、そうだろうなと思うのですよね。せっかкуつくれたのですから、町の財産ですから、ずっと空けておくわけにはいきませんから。やはり公募して、皆さんに入ってもらって、選考委員会かけて入ってもらって、そして、それで普通いいと思うのですけれども、私はどうも引っかかるのが有明の人が変わるためにあれつくれたものでしょう。だから、私もさっき言ったように、町民の皆さんからいろいろ話聞かれても、いや、だめなのです、あなた方とは違って、私もそうやってきたのに、今度2件が動かないから一般公募するのですって、理由は分かるのだけれども、今まで私が町民に答弁してきた人間として、何かすかつししないのだな。もちろんそうだと思うのです。私もやはりもったいないから。公募して入ってもらわないとだめなのでしょうけれども、その有明のあれがどうも私引っかかってくるのですよね。私の能力では。だから、そこで今質問しているのですけれども、すかつといかないのです、私。だけれども、そうなのだ、2件分動かないのだから入ってもらわないとならないのでしょうけれども。

それと、今課長が収入が多くなったからどうのこうのと言っていましたけれども、私、つくった1戸のときに担当課長にお聞きしました。家賃の関係で。そうしたら、もちろん新しいところは高いですし、有明は安いんですよね。これは当たり前なことなのだけれども。そうしたら、どうするのですか、家賃はと私が質問しましたら、いやいや、徐々に上げていきます、一遍に上げたらあれなので、それは入る人との話し合いがついていますので、徐々に上げていきますと、こういう私に答弁いただいたのです。そうだろうなと思ったのですけれども、今入っている人はだんだんに上げていきますよね。けれども、2件分空いた分は一般ですからなんぼなのかそれは分かりませんが、そこに差というか、あれがありますよね。これ、当然のことですけれども。それでもいいことか。こっちは徐々に上げていく。2件の新しい人は一般ですから、最初からなんぼなんぼともらう。こういう差がありますよね。そういう考えでよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） まず、有明から移っていただいた方は、ご質問者おっしゃるとおり、激変緩和ということで徐々に家賃を上げていきます。その家賃についても、それぞれの家庭の状況とか所得の状況もありますので、皆さん同じ家賃ではなく、その都度算出した金額をもって激変緩和していくということになります。

ですから、今度公募、3月の広報にもチラシ入れさせていただいていますけれども、1件公募しておりますが、そこに決まる方も、当然所得で計算をした中で家賃を決定して、その方は決まった金額を入居した月の分から払っていただくといったような状況になっています。

- 委員長（竹田委員） 11番、中川委員。

- 中川委員 そうすると、課長、今はくどくあれですけども、町民からまた聞かれたら、あなたが言っていること違うのでしょうかって、最初は有明の人方から先に入って、今また話変わってきたのでしょうかといった場合に、ただそのように町民に申し上げればいいわけですね。私がさっき言ったように、有明の人方がここへ来るので、あなた方は応募するあれがないのですよと言いました。そして、今あなた言うように、広報にも写真で載せて、PRして、1戸入ります、そういう話ですけども。そうしたら、その人方に聞かれた場合、そのように今あなたが答弁したように私も言えばいいのですね。そこが私引っかかってくるものですから、あれなのですけれども。私の言っている意味分かりますね。もう1回だけ答弁。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） 全くご質問者おっしゃるとおりで、有明からの移転建て替え事業としては先日完了した4棟目で、残っている方はいますが、全ての建て替え事業は一旦終わらせていただいたので、これ以降、空き家が出た場合は一般から公募するというような説明をしていただいて結構でございます。

- 委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、次に移ります。
7目教育使用料。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2項手数料、1目総務手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目農林水産業手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目土木手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目教育手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項 1 目証紙収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 16款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目国庫負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目衛生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、2 目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目消防費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 目教育費国庫補助金。
3 番、室崎委員。

- 室崎委員 約1,000万円なのですが、957万円、アイヌ政策推進交付金（文化財保護）と
いうのがあるのですが、これについて説明してください。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

アイヌ政策推進交付金（文化財保護）という項目でございまして、金額が957万9,000
円の事業であります。事業につきましては、令和3年度に神岩チャシ、それから堅穴住
居群のドローンによるレーザー測量を行いまして、表面地形の測量のデータを取得した
状況となっております。

R4年度につきましては、同じくアイヌ交付金を活用しまして、このデータからあそ
この地形の模型を作成しようというものでございます。

一つは、幾つかあるチャシ群ごとに大体五つくらいのパーツに分かれて、ジオラマの
ような地形の模型をつくるという予定になっております。

さらに堅穴群という部分では、表面を見ると円形の窪地になっているのが数百ござい
まして、そういったものも現物、目で確認ができるというようなものを作成する事業と
なっております。

- 委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

- 室崎委員 今回のやり方とは違うでしょうけれども、今までも発掘調査をしたり、いろ
いろありますよね。そういうものが国のほうの費目なのでしょうけれども、アイヌ政策
推進という、そういうタイトルがついてきたと、そういうことでいいですね。分かりま
した。これ、すみません、歳出のほうではどこにありますか。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（早川課長） 歳出事業でいきますと、予算書307ページにございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3 項委託金、1 目総務費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目民生費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目土木費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 17款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目衛生費道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項道補助金、1 目総務費道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目民生費道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生費道補助金。

3 番、室崎委員。

●室崎委員 海岸漂着物地域対策推進事業補助金とあるのですが、これ、どういう趣旨で、どういものなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 海岸漂着物地域対策推進事業補助金154万8,000円という内容でございます。これにつきましては、海岸に漂着した立木等の漂着ごみとか、あと漁業者が操業中に荷揚げした漂流や海底ごみの処理を行うための事業でございます、8割の補助ということで今回歳入に計上させていただいている事業でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 前に大黒島に鯨の死骸が流れ着いて、周りの漁業者が大変困ったのです。においもひどいし。あのときには、財源がなくて、町も随分苦労したという話を聞いておりますが。そのようなものとは別なのですね、これは。通常流れついてくる立木だとかそういう物に対して、これ国ですか、道ですか、道ですね、補助金を出すということで予算化ができるということによろしいのですね。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 委員おっしゃるとおりでございます、特に産廃ではなく、流れ着く漂着物及び操業中にプラスチックが網にかかります。それを漁業者の方が持ってきていただいて、それを一般廃棄物として処理をするということで8割補助ということになっている事業でございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4目農林水産業費道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目商工費道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目土木費道補助金

（な し）

。

●委員長（竹田委員） 7 目消防費道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目商工費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目土木費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 18 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目利子及び配当金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目生産物売払収入。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 19款 1 項寄附金、 1 目一般寄附金。
5 番、南谷委員。

- 南谷委員 19款 1 項 1 目一般寄附金、ここでお尋ねをさせていただきます。5 億円ですか。この内訳が一般寄附金ふるさと納税の 5 億円の計上でございます。令和 3 年度当初予算は 4 億円でございます。令和 3 年度の補正にも 1,000 万円上がって、最終的には、今の時点で 8 億 9,000 万円のふるさと納税の見通しでございます。去年はたしか 4 億円の計上、今年 1 億円しか上がっていない。この辺の根拠について、5 億円では少ないのではないですかと考えます。今年度、令和 4 年度のふるさと納税をどのように取り組んでいかれるのか。この 5 億円の計上に至った経過、それから取組、どう取り組んでいくのか、この辺について、もう少し詳しく説明してください。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、昨年度、当初でも 4 億円ということで、今回、3 月補正のほうで 1,000 万円補正させて、結果としては 8 億 9,000 万円という令和 3 年度の予算にはなります。

5 億円の根拠という質問でございますが、今年度、令和 3 年度の増の要因としては、PR 効果もあるのかなと思いますので、全国的にコロナウイルスによる巣籠もり需要により増となっているということが言われております。正直、寄附なもので、どの程度寄附をしていただけるのかというのは、ちょっと不透明なところでございますが、我々努力をして、当初 5 億円と見ていますけれども、努力をしなければならないというところではございます。あとは、5 億円の根拠というのは、令和 3 年度は巣籠もり需要もあって増えてきたということもありますので、令和 4 年度当初においては、まずは 5 億円ということで見させていただきたいと思います。

取組についてですけれども、令和 3 年度の寄附というものは、対前年と比べて大幅に増額になると見込んでおります。これについては、ポータルサイトの追加、2 ポータルサイト追加してございます。また、広告宣伝という部分についても 12 月補正で大幅に補正をさせていただいて、CM 効果というものもあつたのかなと思います。

あと、問い合わせに対して、懇切・丁寧に説明をさせていただいた、このようなことを今後も引き続き取り組んでいきたいなと思っております。

- 委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

- 南谷委員 ふるさと納税、私も大いに期待しておりますし、今では厚岸町の貴重な財源となっているのは事実でございます。やはり、商品の魅力、返礼品の魅力というものがあると思うのです。そういう意味では、町内の水産加工場や、それから新製品の開発、これらに向けても、それぞれの業者としっかり連絡を取って、少しでも伸びるよう、また窓口の対応ですか、これらも大変だと思います。一生懸命努力して、今年度も今年の

実績を上回るように頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 令和3年度において、返礼品協力事業者ですけれども、2社でしたでしょうか、増となっております。今までなかなか水産加工場の方もふるさと納税ちょっと少額の設けになるのではないかとということで、なかなか事業者に加わっていただけなかったのかなと思うのですけれども、私どもことあるごとに水産業者の皆様に、町の特産品開発制度というものもございまして、それを活用して新商品を開発してふるさと納税に生かしてはどうでしょうかというような提案もさせていただいておりますし、あと年に2回、ふるさと納税に関する事業者への説明会というものも行っております。さらには、こういうような商品の開発いかがでしょうかという、こういうものがないでしょうかというものも、こちらからアプローチさせていただきながら、ふるさと納税の事業を進めているというところでございますので、これからもこれは引き続き積極的に事業者のほうに歩み寄って、事業を展開できればと考えております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整期金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目減債基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目まちおこし基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目老人福祉基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目環境保全基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10目ふるさと納税基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 11目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12目森林環境譲与税基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目加算金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目過料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項受託事業収入、3 目衛生費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目土木費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 項雑入、1 目滞納処分費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目過年度収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目雑入。
7 番、杉田委員。

- 杉田委員 雑入の説明の中ほど、ちょっと下のほうに資源ごみ売払い代922万6,000円が
ございます。簡単で結構ですので、内訳を教えてくださいと思います。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 資源ごみの売払い代922万6,000円ということでございま
す。これにつきましては、資源ごみ多々ございます。アルミ、スチール、雑紙類、瓶類
等々ございます。これらにつきまして、全て合わせて資源ごみがこの金額ということで
ございます。資源ごみの売払い単価が、アルミ、鉄を中心に少しずつ値上がりしている
ということに、そのために昨年よりもかなり、234万6,000円、3 年度に比べて増という
ことで当初計画をしているところでございます。

- 委員長（竹田委員） 7 番、杉田委員。

- 杉田委員 内訳といいますか、かなり増額になっているのかなと思います。このたび、

去年、分別機ですか、アルミとスチールの缶の分別とかも取り入れられて、効率的に分別も進められているかと思いますので、ちょっと話が広がってしまうかもしれないですけども、ポイ捨てとかもなくせば、回収できる物が増えれば増えるだけ、これもう既に1,000万円に近い、超えるような収入になろうかと思いますが、ぜひ効率的な分別と、町民に対しての周知、ポイ捨てが回収できれば収入も増えるというニュアンスのアナウンスといったものもお願いできればなと思います。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 資源ごみにつきましては、リサイクル率を上げるということで大事な町民の皆様のご協力をいただいてやるということでございます。去年の10月からは、紙のダンボールをかなり強化させていただきまして、かなりその分で収益も上がっております。さらに、ペットボトルのラベルを剥がすというのも、ほとんど町民の方々が協力していただいて、私も現地行きましたが、約99%剥がしていただいている現状でもございます。それら含めて、なるべく高い値段で、当然入札で行いますけれども、資源ごみの売払いを上げるような形で取り組んでいきたいなと思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 7番、杉田委員。

●杉田委員 加えてといいますか、かなり、僕が実際目に見るところ、ポイ捨ての話で言いますと、ちょっとなかなか言いづらいのですが、漁師さんたちが平気で当たり前のように海に捨てる部分がかかなり見受けられます。僕、仕事からでもよく見受けるものですから、僕からも言うのですが、組合さん通してでも、そういったものも協力いただきたいと、海にそういったポイ捨てもやめてほしいというようなお願いをしていただきたいなと思います。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ポイ捨てにつきましては、先ほど海岸漂着物ということで、漁業者の方々もこういう形で協力をしていただくということで、来年度から新規でかなり大量のものを協力して、さらにそれを組合で集めて、町が処理をするという取組もやっていくということで、意識啓発もかなり進んでいるかなとは思っております。そういった意味も含めまして、組合を通して漁業者の方々にも再度協力をということで意識啓蒙を啓発していきたいなと思っております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

23款 1 項町債、1 目総務債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目農林水産業債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目商工債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目土木債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目消防債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 目教育債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10目臨時財政対策債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で歳入を終わります。

次に、62ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目議会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

3 番、室崎委員。

●室崎委員　ここでお聞きしたいのですが、町長の町政執行方針の中でも言ってるのだけれども、一つは喫緊の課題である役場庁舎非常用電源、これの更新を行うと言っているのです。現在どんな状態で喫緊なのか。そして、この後どういうふうに更新するのか。そのあたり、詳しく教えていただきたい。

●委員長（竹田委員）　総務課長。

●総務課長（布施課長）　お答えさせていただきます。

今の状況であります、今の庁舎の状況では、発電機で、大きさで言うと50KVAなのですが、消火ポンプ及び非常用照明設備予備電源のための設備に利用できるという状況の……。

（発言する者あり）

●総務課長（布施課長）　すみません。

現状としましては、発電機が50KVAで、消火ポンプと非常用照明の予備電源の設備となっております。今年度、予算を取りまして、非常用発電機更新基本計画策定業務ということで、今年、基本計画を今やっているところであります。

今、基本計画を行っておりますが、これの基になるものは、元々は平成30年に消防庁のほうから指針として出されました72時間稼働可能な備蓄燃料を整備するとともに非常時の優先業務等踏まえた災害状況下における停電時におおむね72時間端末等を利用できるような整備を更新するということでありまして、それをこういう形で整備できるように今基本計画を立てております。

その中では、現在基本計画を策定しておりますが、案として庁舎の3階、屋上に発電機を持っていくか。あとは別なタワーを建てるか。あとは現状のままで防水設備とか、そちらを整えていくか。あとは別棟に棟をつくりまして、そちらのほうに新たな発電機を設置するかというような内容で検討してまいりました。

今、考えているものとして、別棟を建てまして、そちらのほうに非常用発電機を設置するというような考えであります。その際にはタンク、燃料も72時間必要になりますので、燃料も3日分持つような形で、そもそも発電機も重油を使うということで、庁舎の暖房機も今重油であります。その一部を使えるということで、タンクは新たに約2,000リッター、1,950リッターですけれども、元々ある地下タンクが500リッターありますので、そちらと足すと72時間もてるのではないかと思います。

それと、発電機の容量であります、現在300KVAと申しましたが、そちらになりますと庁舎内の端末器等、それをほぼ全て、おおむね、通常に使うような形で稼働ができるというような発電の能力になります。これを、今年、今、3年度で基本設計を行いましたので、新年度のほうでは、そちらを実施設計、実際の設計のほう、そちらのほうを今進めるように、今回予算計上しております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 でき上がって、それが稼働するのはいつ頃になりますか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

4年度に実施設計になりますので、翌年度の5年度に工事に取りかかりまして、5年度中には稼働ができるようになるかと、今のところ考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 6年度中ということになりますね。稼働が。今の話聞いていると。違うのかな。5年に工事やって、終わって、6年からということになるのではないですか。違いますか。違ったら、私の計算間違っていたら教えてくださいね。

それで、それまでは今の体制でいくより仕方がないわけですね。現在の50KVAといったかな、何か難しい話していた。これですと、どの範囲の、どの程度の時間をもつか、現在。それをちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今の発電機は容量が特に少なく、非常用発電と予備電源だけですので、今の段階のものでは72時間もつような燃料ではあります。

（発言する者あり）

●総務課長（布施課長） すみません、ちょっと聞こえなかったもので。72時間、今の容量の燃料で、72時間は、今の容量は少ないですので、72時間もつ。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと説明、補足させていただきます。

昨年度、燃料タンク、今の発電機、軽油で動いておりますけれども、72時間もたせるように、ホームタンクのような物ですが増設しまして、今の小さい発電機、50KVAという物で、非常用照明と消防ポンプ、庁内非常設備ですとか、その程度しか発電量がないのですが、最低限のその部分については、今現在72時間、一応稼働できるような形にはなっております。

今年度、基本設計をやっている部分については、非常時に津波の完全に役場が水没す

るような状態は別といたしまして、以前あったブラックアウト等には十分対応できるように、役場の一応全ての電源を72時間賄えるようにということで、先ほど総務課長からも答弁ありましたが、役場の暖房のボイラーが重油で補っておりますので、発電機についても経済性ちょっと考えまして、重油の発電機に切り替えると。なおかつ300KVAという、ちょっと大きな発電量になりますが、その発電機に入れ替える検討を今、この基本設計で行っております。その場合に、72時間端末器等、役場の全ての電源を計算上補える形になっております。

それと、ある程度の浸水対策含めまして、発電機4メートル程度の浸水であれば、ある程度水から守る、役場の外に、発電機ちょっと大きくなりますので、今度置くことになるかと思いますが、そういったちょっと工夫と、電気室のある程度の防水化ということで、そういう検討を今進めて、4年度、その実施設計に入るところです。

それと、5年度中の工事になりますので、工事が終わり次第の稼働になるかと、今のところは予定しております。ですから、5年度末には、順調に工事の機器類等が整備が、物が入ってきて、整備が終われば、5年度中には稼働できるのではないかと現在のところ考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 昼食のため、休憩します。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

1 項総務管理費、1 目一般管理費、室崎委員の質問から始めたいと思います。

3 番、室崎委員。

●室崎委員 午前中に引き続きで申し訳ないのですが、お話を承りますと、今回大きな発電機を入れて、別棟を建ててやるということは、その容量というか、発電量というか、それは今と同じ使い方をしても72時間はもちますよというものをつくるということですよ。それは分かりました。その上でお聞きしているのは、現在の状態は、相当に絞らなければならないと思うのです。普段と同じものやっていたら、あつという間になくなるのではないかという気がするのですが、どういう範囲に絞って、そして何時間もたせることができる。まさか非常灯以外は全部消してしまいますというのではないと思うけれども、それを具体的に私のような素人でも分かるように説明してください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今の現状では、消火ポンプと、あと非常用照明と放送設備、そこのみが72時間使える状況であります。現在では。そこしか使えないという状態です。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。そうすると、早く言えば72時間もたせようと思ったら、この前の大停電みたいに電気切れてしまったら、夜何か仕事しようとしても、電気つけることもできないと。本当の非常用の電気だけと。そういうことになってしまうわけですね。この役場庁舎ができたときから、実は電気に関しては問題ありとされていたのです。ですから、それがやっとできるということは大いにありがたい。

それでもう一つ、素人の懸念なのですが、重油は地下タンクにあるわけですね。燃料は。そうすると、津波の話、あまりしたくないのだけれども、入ってくると、津波でたかれることもありうるわけですね。それでも大丈夫なのですね、それは。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 地下タンクについては、密閉型の地下タンクということになってございますので、それと増設する分も水が上に乗ってもタンク内には浸入しないという構造になっているということです。ある程度の津波であれば油に海水等が混入するということはないと伺っております。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 ハザードマップというのがありますよね。今回更新しましたね。あれによると、このあたりは何メートルくらいの津波にあらわれる可能性があるのですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 役場庁舎については8.1メートル。ちょうど3階までに達しない高さになります。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 役場が全部やられてしまって、発電設備だけが頑丈に残っていましたが言っても、これはどうにもなりません。先ほど聞いていると、発電設備、4メートルの高さに置くと聞こえたのだけれども、そうではないのですか。やはり8メートルくらいの波が来たのに対して耐えられると。役場が耐えられる範囲では耐えられるというようなものなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほどの4メートルというのは、地面から4メートルの高さの

水であれば、発電機内への水の浸入を防ぐような、建物というか側なのですけれども、そういうもので今考えて、基本設計としては考えているという意味で、基本的には津波警報が出たときの役場の一時的な機能というのは、消防のほうに移すことになりますので、8メートルの津波が来た場合は、2階まで水没することになりますので、事実上、役場の電気関係については使用ができなくなりますので、今回、発電機の基本設計をやるに当たりまして、3階の屋上部分への設置と、それから先ほど総務課長も言った別棟を建てて、そこに高い建物を建てて発電機を設置する等の案も検討させていただきましたが、役場の3階の屋上に発電機だけで5トン近くあるようなものを設置する場合に、構造の補強をしなければならないということが起きまして、それに幾らかかるのかという計算も概算でやっていただいたのですが、その構造を、躯体を補強するだけで、約5億5,000万円かかると。ちょっと現実的な金額ではないということもありまして、あくまでも本当に高い津波が来る場合の使用までは考えずに、ある一定程度の防水機能、先ほど説明させていただいた、防水というか水が入らないような構造にすることで、役場の機能を極力維持させると考えて、今回の基本設計で庁舎内の、今想定しているのは西側の部分になりますが、その部分に置けるものを、側も含めて設置できるものを考えているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 よく分かりました。

これから基本設計なのでしょう。基本的な設計なのですよね。まだ設計、でき上がっているわけではないのですよね。いや、そののところ、今聞いていてそういうふうに思ったのだけれども、違うのですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと説明が分かりにくくて、申し訳ございません。

基本設計については、今年度、令和3年度で行っております。実施設計は、令和4年度に実施設計をすることになります。ですから、詳細な設計は4年度に行うということになります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 そういう段階ですから、大ざっぱな話しかできないでしょうけれども、どのくらいの費用でつくろうと考えていますか。大ざっぱで結構です。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今の何案かつくった中で、今の案ですと、事業費等まだ変わる恐れが、上がるのではないかと思います。今現在では1億3,200万円かかる試算でござ

ございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

非常用発電に関しては分かりましたので、次に行きますが、町長の町政執行方針の中でも一つ発電の話が出ているのです。役場庁舎において、カーポート型太陽光発電設備の設置ということをおっしゃっているのだけれども、これだけではさっぱり分からないので、分かりやすく説明してください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

庁舎の太陽光発電についてであります。執行方針の中でも民間資金の活用によりということで、執行方針の中で言わせていただいておりますが、業者のほうから庁舎に太陽光発電を設置する、町が設置するのではなくて、業者のほうで国の補助金をつかって太陽光パネルの施設を町の敷地内に設置して行う太陽光発電の、このシステムのことを言っております。そこで発電したものを町が電気を購入するというような流れ、流れとしてはそういう流れになります。それを業者から提案いただきまして、今それをまだ検討している中ではあるのですけれども、その補助金を使って、幾らの単価で電氣量が供給できるのかということもありますので、仕組みとしましては町が設置するのではなくて、民間企業のほうで太陽光発電設備を国の補助金を使って建設して、そこで発電された電力を町のほうが購入するというような流れのものになります。

そのカーポート型と言っていますけれども、実際、設置する場所は公用車の駐車場と職員駐車場、それと前の駐車場の海側の一列ですね、そちらを使って太陽光発電パネルを設置する考えであります。

その発電量であります。発電量としては役場庁舎全体の20%くらいの発電になるという。その20%以外は今までどおりの電力を今度購入することにはなるのですけれども、量としては、通常であれば20%、5分の1程度ですね。

この積算をして、価格で、契約するとしたら、これから20年間ということになります。業者としても20年間、単価ですね、20年間でいくということになります。

今、その単価を積算中で、国に対して補助金の申請をしていくのですけれども、それは今後3月、4月になっていくことになりますので、実際の設置となりますと、それ以降の、国の補助金が採択された場合ということになってくるのですが、それは採択された後に契約をして、進めていくということになります。

それと、町の敷地内に設置することになりますので、そちらは本来でありますと賃借料とか発生はするのですけれども、災害時に発電を無料で町のほうへ提供していただくということで、災害時の協定を結びまして設置する、賃借料ですか、そちらは発生しないような形で、協定を結んで設置してもらうという流れになります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 まず、カーポート型って、ぱっと見たときに何なのかなと思うのです。町の敷地に盤を建てるとカーポート型と言うのですか。それとも何か発電装置の何かを言うのですか。その当たり、ちょっと曖昧だったので、教えてください。

それから、私の声聞こえます。あなたの声聞きづらいのです。マイク上手に使ってください。お互いマスクしていますから、声が曇ってしまうのです。そこにもってきて、私、老化現象で耳が遠くなっていますから、どうか一つよろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 大変申し訳ないです。ちょっと聞こえづらい声で。

カーポート型と言いますのは、車が下に入れるような形で、その上に斜めに入るということになります。ですので、駐車場に建ててもその下には車が入れるというような形状のものです。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 それから、もう一つポイントは、そういうものを敷地の中につくって、そしてそこから電気を買う、買うのも売るのも売ですけども、売電する。それによって、電気量は大分節約できるのではないかなと思うのですが、見込みとして何割くらい節約できるのですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） ちょっと何割までは出せないのですが、単価で申し上げますと、今使っているのが、電気料がキロワットアワー当たりなのですが、約23円なのですが、今回この補助金を使って太陽光設備を行った場合には、20.35円、20円くらいですね。ですので、そのくらい安くはなります。それと、先ほども言いました全体に対しての、この太陽光の割合としては20%程度。あとは今までの電力を使うということになります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 単純に言うと、23円で使っていた電気のうちの2割は20円になると。ごく単純な計算をすると。そう簡単にはいかないでしょうけれども、ということですね。

最後にしますが、この設置場所について、いわゆる借り賃は業者は払わなくてもいいと、無償でいいですよと。ただし、いざというとき、大きな災害なんかが来たときは、そこでできている電気を、非常の場合には無償で提供してくださいねということで、その代わり店賃はいりませんということにするというお話を伺いました。そうすると、こ

れ、賃貸借ではなくて使用貸借になるのではないかと思いますのですが、そのあたり、どのように整理していますか。

●委員長（竹田委員） 休憩にします。

午後 1 時17分休憩

午後 1 時22分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変、貴重な時間、申し訳ございません。
使用貸借ではないかと言われていましたが、無償で貸付を、協定書を結んで行いますので、使用貸借になると考えます。大変申し訳ございませんでした。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 私はあまり詳しくないので、それ以上言いませんけれども、使用貸借でも賃貸借でもいいのですけれども、相手方にもきちんとした権利を確保できるようなことは考えなければならないと思います。使用貸借の場合には、借り主が非常に弱い立場なのです。ただ、それでも目的を明記するとか、いろいろな方法があると思いますので、そのあたり、後から厚岸町に協定結んだら、こっちはえらい不利だった、なんていうようなことにならないように。といって厚岸町が何も不利になる必要ないですよ。そうではなくて、お互いの対等の当初から目指したものに行けるように。法律的なところでも落ちないように、それはお願いしておきます。結構です。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今回の太陽光の導入については、元々非常用発電に自然エネルギーを導入しようというところから始まってしまして、実は道内の市町村で4年度に導入するところがございます、先ほど民間事業者から提案があったというのは、その事業者からの提案でございます、災害協定で進めるやり方ですとか、契約の方法については、いろいろその町村と情報交換等させていただきながら、私どものほうとしても進めたいと考えておりますので、ご質問者言われた部分については、十分気をつけて、契約の段階で整理できるようにしてまいりたいと考えます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。70ページまで進みます。
2目簡易郵便局費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3目職員厚生費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4目情報化推進費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 78ページまで進みます。

5目交通安全防犯費。

5番、南谷委員。

- 南谷委員 81ページに自転車交通安全推進費90万円の計上でございます。これ、たしか新規事業だと思うのですが、自転車事故による被害対策としてヘルメット等の購入ということでございますが、この内容について、もう少し詳しく説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

一つ目に、自転車用ヘルメットを購入した一部を補助するということと、もう一つは、自転車用保険加入費の一部を補助するというものの二つになります。

まず、ヘルメットのほうなのですが、対象者に関しましては、厚岸町に居住し、住民基本台帳に記録されている人。それと、自転車用ヘルメット認定基準に適合した、購入した人。三つ目に自転車講習会を受講した人。もしくは自転車交通安全教室を受講した人となっています。

補助内容なのですが、購入価格の2分の1以内で、上限を2,000円までとしております。補助対象者一人につき、年1回というものでございます。

もう一つ、保険でございますが、対象者に関しましては、ヘルメットと同じような感じでございます。二つ目に、赤色TSマーク附帯保険に加入した人。三つ目にヘルメットと同様に講習会等を受講した人となっています。

補助内容であります。加入費用の2分の1以内で、1,000円を上限に補助するということと、あとは補助対象者一人につき年1回ということと考えております。

今回、この90万円でございますが、ヘルメットのほうは300人として算出しておりまして60万円、保険のほうは1,000円掛ける300人ということで30万円、合わせて90万円と

いうことで予算計上しております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 このように事業取り組まれるということなのですから、事業主体はどこなのでしょう。また、どのような窓口と言うのですか、どこが窓口になるのか。それから、指導をということなのですから、せっかくこのように事業に取り組まれるのですけれども、ヘルメット買いなさい、助成しますよ、せっかくこういうことを企画されたのでしょうかけれども、扱われる子ども、大人もあるでしょうし、いろいろな対象年齢も広いと思います。そういう中で、どのような指導をされていくのか。この辺についても、実際の話、購入費助成するよと言うのだけれども、どういうところが窓口になって、自転車の指導についてはどうされていくのか。もう少し具体的に説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、事業主体であります、厚岸町ということになりまして、窓口は町民課、自治振興係ということになります。申請の関係も自治振興係のほうで申請を受け付けるということになります。

それと、あとは指導だったのですけれども、教育委員会のほうと連携して、学校のほうに周知することと、あとは4月から一応運用する予定でありますので、5月の広報などに周知をしていきたいと思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 私も同じこと聞こうと思っていたので、ちょっとだぶらないようにしますが、今までのいろいろな、このことではないのですけれども、あって、この町の風習みたいになっていたものが是正されていく。例えば、除雪が終わった後、道路にぼんぼん自分の家の前の雪を捨ててしまうというようなことが一時期まではよく見かけました。それから、厚岸町だけではないのだけれども、シートベルト、それがなるべくしてくださいといった時代はみんな面倒くさがってしませんでした。ところが、ある時期からそれが義務化されて、雪を捨てるのも、それからシートベルトも警察の指導があるとみんなの意識が変わってくるのです。

今回の場合にも、この自転車に今、あんたヘルメットかぶりませんか、そんな面倒くさいことできるかというのが一般だと思います。そういう中で意識を変えてもらっていかねばならないわけで、ぜひ警察の指導というか、助言というか、そこ何と言ったらいいか僕も分からないのだけれども、お力沿えをしてもらう必要は非常にあるのではないかと。町民課の方が広報あつけしあたりに書いているのを読んだだけで人の意識がぱっと変わるとは思えないのです。その当たり、非常に難しい事業に取り組まれたと思

いますので、どうか警察のほうともよく打ち合わせをして、交通安全指導というものの一貫として、この辺力を入れてもらうということもぜひお願いしたいと思うのですが、そのあたりいかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

この事業実施に当たりまして、要件としては厚岸町が自転車安全運転講習会を開くということで、その講習会を受講した人が要件としておりますので、警察と前にお話をして、講習会を開くときには警察の方も呼んで、指導をいただくということで現在話を進めております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっとニュアンスが違うので、ごめんなさいね、くどくて。今、自転車に乗るときに、ヘルメットをかぶるなんていうことをすると、変わった人だと思われるかもしれないくらい少ないですね。小学生は別ですよ。ところが、条例だとか、道の条例かな、なんかを見ていくと、かぶりなさいということを書いているわけですよ。だから、そういう意味で、一昔前だと言うと、自転車は左走ろうが右走ろうが、一杯やって走ろうがどうってことないのだと、歩いているのと同じだというような意識の人が多かったのだけれども、さすがに今はそれはなくなりました。というふうに、人の意識を変えていかなければならないのです。交通安全を実現するためには。それで、そういう意味で警察の、例えば街頭指導だとか、そういうものも非常に必要だと思うので、ぜひ警察とも緊密な連絡を取ってほしいという趣旨なのです。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今後につきましては、警察とその辺協議しながら、指導のほうを取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目行政管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目文書広報費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8目財政管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9目会計管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 92ページまで進みます。

10目企画費。

3番、室崎委員。

●室崎委員 ここでまずお聞きするのは、87ページにも書いてあるのですが、北海道釧路地域東京特別区交流推進というのがありますが、この内容についてまず教えてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この北海道釧路地域東京特別区交流推進事業であります。これは発足からありますが、平成27年度に北海道町村会、これ東京23区の会と連携してということで、相互の経済交流拡大ということで、釧路町村会の取組として始まりました。そういった中では、釧路地域と、この特別区の副会長であります東京の荒川区、これと連携して今事業のほうを進めているということでもあります。そういった中では、この事業の内容でございますが、まず管内の、釧路市も含めまして、8町村でやっております。これは地方創生推進交付金、国の補助金を活用させてもらいましてやっております。これは29年から3年間。さらには令和2年度からも3年間ということで、令和4年度で最後となります。

事業の内容といたしましては、まず1点目は釧路地域の体験事業ということで、これがアイヌ文化の体験を中心とした北海道釧路の文化交流のフェアということで、これは荒川区の日暮里駅の前で実施するということの予定であります。

それともう一つが、釧路地域のブランドのイメージ発信ということで、釧路地域の関係人口の増加をさせるということで、これの釧路地域管内のPRをそれぞれホームページだとか日暮里の市役所とかに、いろいろそういう釧路地域の物を展示したりというようなことを行います。

それともう一つが、釧路地域の食材を通じた関係づくりの醸成事業ということでござ

います。やはり、この釧路管内につきましては豊富な海産物、農産物があります。そういった中では、この食材を使ってPR、そしてそのPRしたほか、やはりその食材を使っていたかような形で、そういうような商談にも進められればということで、こういうような事業を進めているということでございます。

それともう一つが、釧路地域のファンを受け入れ、窓口の設置ということで、こちらのほうは荒川区のほうで釧路地域のファン、要は東京からも釧路管内に来ていただく、又は移住・定住も進めているということで、これは厚岸町に限らずこの管内進めておりますので、その情報も配信していただくというような事業の取組をするというような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 大体分かりました。

そうすると、人も物産も、差し当たっては東京の荒川区のほうに押しかけていくという段階ですね。

次にお聞きしたいのは、空き家バンクというのが町長の行政執行方針にも出てくるのですが、これは恐らく今までなかったことではないかと思うのです。それで、具体的に教えていただければと思います。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

空き家対策、令和2年度に厚岸町も条例をつくりまして進めてきておりました。令和3年度につきましては、個人の住宅等の解体に対しての補助ということで50万円を上限として助成してきたということでございます。令和4年度につきましては、今度は空き家を活用するというので、始めるのがまずは空き家バンクということで、要はこの空き家を売るほう、そして買うほうということで、これをマッチングさせると。これを厚岸町のホームページ上で掲載いたしまして、買い手を求めるということでございます。

まずは、ここの登載のあれであります、令和2年度にこの空き家を進めるに当たって、業者に委託かけまして、業者をお願いいたしまして、空き家の状況というのを町内でやりました。ランクがAからDありまして、特にAランク、こちらのほうが修繕をかけると使えるような空き家、これが48件であります。ただ、それはあくまでも目視でありますので、実際の中身のほうはどうなっているか分かりませんが、それと、やはりもう令和2年度で、これは調査を終えておりますので、今はもう令和3年度であります。もしかしたら、この48件というのが増えている可能性もあると思います。まずはそういった中で居住できる空き家を募集するというのがまず大前提です。

それと、抵当権だとか、入っていない建物、要は売れるような建物、それを募集をかけさせていただくと。もちろん一軒家とか、厚岸町でいきますと、もしかしたら一軒家プラス店舗、兼店舗というのもありますので、居住ができる空き家を募集するということでもあります。

ただ、この募集に関してではありますが、よくホームページ上で出ているのは、値段をつけて出しているというのがあります。そういった中では、これは宅地、建物の事業者の免許を持っている方でなければ値段の決めようがありませんので、私どもで今考えているのは、町内の方で、これの免許を持っている方、こちらにまずは売りたいという方が幾らで売れるか、それを証明として、そして町に写真つきで申請していただくと。町といたしましては、その物件を見て、本当に売れる建物なのかどうかというのものもあると思うのですが、それを掲載をさせていただいて、買い手を求めるということであります。

その買い手が出てきた場合、町といたしましては、まずは所有者、売る側としてこの方にそういうような情報を出していいかということを確認して、買い手のほうに情報を流して、お互いにそこを交渉させていただく、お互いに交渉をしていただくということでもあります。

そういった中では、それに合わせまして、こちらの予算の中にも入っております、空き家の活用促進補助、これが50万円、これは今回150万円計上させていただいておりますが、これは3件分を予定して、この50万円上限で3件分を入れております。これの2分の1が国からの補助金の対象ということでございます。

そういった中では、この促進補助の部分につきましても、町としてはやはり個々に移住する、定住する、そして居住するというのが目的でありますので、3年間というような、まずは3年住んでいただきたいと。これで、もし事情がありまして、どうしても引っ越しをしなければならないとなりますと、私どもが返還を求めることも考えております。ただ、今この事業を進める上では国の補助金もありますので、今のこの国の補助金のほうも返還をしなければならぬかどうかというの、ちょっと私どもでそこは今確認最中ではありますが、その回答次第でこちらのほうの返還も求めていきたいというような形で、本格的に今度は空き家を解体だけではなくて、利活用もやはり進めていきたいということで、今回この計上をさせていただいたということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 大変、丁寧な説明いただきましたが、簡単に言うと、今ある空き家で売買を対象にしていると。貸借ではなくて。そして、その売る人、買う人の縁結びを町がやりましょうと、そういうことですね。仲介とか何とか言うと、これは行として云々という問題が出てくるからということですね。

それから、後段でおっしゃった活用促進補助というのは、人が住んでいた家を買ったとする、売買成り立ったとする。それでも、いわゆるリフォームが大体必要ではないかと。住んでいなかった家は大体どこかここ荒れてきますから。それを自分の好みに合わせてリフォームする、その費用の補助金と考えていいのですか。その、いわゆる町がやった仲人で決まった人が、手に入れた家を手直しするときにはお手伝いしますよと、そういう意味でよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

質問者言うとおりの、買い手、売り手、マッチングした際に、こちらの空き家に居住する、その際にリフォームをするということで、こういった状態でのリフォームということとは分かりませんが、それに対しての補助であります。

それと、もう一つ、すみません、先ほどの1回目の答弁でちょっと私のほう申し上げてなかったのが、やはり2年、3年、こちらのほうがいなくなる可能性、これは先ほどの返還というお話があったのですが、やはり返還の前に、現在本当に住んでいるかどうかという状態も私たちは確認しなければなりません。そういった中では、やはりこの補助金を活用するという前提のときに、やはりそういうような調査も本人に対してできるというような同意も取って、この事業を進めていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 もう1点お聞きします。91ページの節説明欄のところに、移住体験住宅というのが出てくるのです。これは具体的にはどんなことを考えているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この移住体験住宅であります。これは令和3年度から進めさせていただきました。この事業につきましては、やはり移住を検討している方、厚岸町に来て、短期間いていただいて、どういう町だとか、そういうのを見ていただきたいということで令和3年度から始めさせていただいておりますが、昨年、令和3年度の実績では11名の方が来ております。その中では、いろいろとアンケートだとかも取りまして、そういうような定住の意思があるだとか、ないとかというのもお話はさせてはもらっておりますが、やはりいろいろ回って見ているという方が多いということでございますが、やはり厚岸町のこういうような町をぜひ見ていただいて、又はいろいろな食べ物もおいしい、自然も豊かということで好印象ではあるのですが、そういった中では、この厚岸町に住んでいただくように、まだまだ私たちもいろいろなものをつけて移住体験住宅というのをしてもらって、やっていただきたいというもので今事業を進めているというところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 具体的にこの家、あの家と決まっているのですか。めどがついているのですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この移住体験住宅でございますが、住の江町に改修いたしまして、旧教員住宅、2棟改修いたしまして、その2棟で運営させていただいているというところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 まず、89ページです。89ページの080国際地域交流160万5,000円。この内、普通旅費が115万1,000円の計上となっておりますのですが、この内容について、まず説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

こちらの旅費であります。例年厚岸町と友好都市であります山形県村山市との関係であります。厚岸町からも11月のときに山形県村山のほうでふるさとフェアということであります。そちらのほうに厚岸町からも職員並びに漁業協同組合、それと厚岸農協からも一緒に合わせて参加をしているということで、これは職員の旅費ということでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、ここに上がっているのは普通旅費111万5,000円というのは職員の分ですよ。事業がよく分からないのです。ふるさとフェアで厚岸町から村山に今年、前見たく町民号で行くのか交流の分なのか、この110万円の職員の分だけでも、どういう事業で職員が行くのかというのをもう少しはっきり言ってください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） すみません。答弁漏れありまして、申し訳ございません。

例年でいきますと、厚岸町から物産を持っていきまして、これを村山のほうで一緒にこのフェアがありますので、村山の部分、それと厚岸町のブースを設置させていただきまして、厚岸町の実産物、それと農協でいきますと牛乳等を持っていきまして、これの販売を職員並びに漁業、農協の職員で行うということでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 それと、93ページに530姉妹都市看板整備事業210万1,000円。工事請負の改修補修工事費となっているのです。この内容について教えてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この姉妹都市看板整備事業であります。姉妹都市でありますオーストラリアクラレンス市、こちらのほうの看板が末広海岸を見えるところに立っております。こちらの看板のほうを支えている物が腐食してきて、これは何度も風のとときに飛ばされているということでもありますので、今回このクラレンス市と2月で40周年を迎えました。そういった中では、その事業の一環として今回看板も設置すると、建て替えるということの事業でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、クラレンスとは40周年の記念すべき年なのだけれども、この40周年に対する記念事業としては、この看板を取り替えるだけです。それから、もう1点、村山については物産で行くだけで、今年の事業というのは、村山との交流というのはどうなるのでしょうか。この2点。クラレンスと村山市、厚岸町との交流の関係で今年は、令和4年度は実際に町民に関わる部分で、参加できる部分というのですか、この辺について改めて説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、姉妹都市の関係でございます。前段で国際地域交流、先ほどの中で、これは今回、オーストラリアクラレンス市との40周年の事業も記念事業ということで入れさせていただいております。こちらのほうでございますが、今まではやはりそれぞれが出向いたり、向こうから訪問して来たり、又は子どもたちが行ったりというような事業を行ってきておりました。ただ、今こういうコロナ禍であります。そういった中では、40周年を迎えるに当たって、どのような事業を組もうかということで、私たちも事業を組まさせていただきました。

そういった中では、まず一つは、もう一度、どういった経緯でクラレンスと厚岸町が姉妹都市を結んだということでもありますので、ここは町民に参加をしていただいて、子ども、大人問わず、参加をしていただいて、講演会、講師は、今私どもが考えているのは生涯学習の学芸員をお願いいたしまして、まずはやはりどういった経過で厚岸町とオーストラリアがこういうような姉妹都市を結んだところを講演していただきます。そのほか、それぞれの参加者でワークショップ、要は5人に一組、6人に一組になりまして、そういうような話をさせていただくということでございます。

それともう一つが、その中には、これは群馬県在住の方でございますが、ホバート市に住んでいたという方でございます。その方が厚岸町のホームページを見て、ぜひ興味を持って厚岸町に行きたいというようなお話がありました。これは一人に限らず、ちょっと数名ということでもありますので、そういった方もぜひ今回のこの記念事業に合わせ

と一緒に参加をしていただいて、やはりホバート市というところに住んでありましたので、まさにクラレンス市の隣でありますので、そういった生の声も町民にお話をさせていただいて、やはり興味を持っていただくと。

それと併せてなのですけれども、これできるかどうか分かりませんが、厚岸町の役場に勤務されていた方、オーストラリアにおります。その方とも、できれば今でしたらオンラインということで、できるのかどうか分からないのですけれども、ちょっとその方との今音信がまだ取れていない状況ではあるのですが、そういう方ともやりながら、興味を持っていただけるようなことをさせていただければと思います。

そういった中で、その記念講演、ワークショップ、その終わった後、町内周遊、海事記念館ほか、今の看板の建っている場所に行きまして、除幕式みたいのをちょっとやらさせていただければなというのも思っているということでもあります。

そういった中では、これからオーストラリアクラレンス市とのどのような交流をしていかなければならないかというのも、そういう方々から意見をいただいて、進めさせていただければと思っております。

それと、今度は友好都市、山形県村山市のほうであります。例年の、これはコロナがどうのこうのではありませんが、例年でいきますと、まずは11月の月上旬に厚岸町から職員、そして農協、漁協と合わせて物産販売を村山で行うと。そして、11月の、例年ですと20日過ぎ、今度は村山から厚岸町に来て、これは味覚ターミナルでも例年やっております村山フェアというのをやるというような形の予算であります。ただ、こちらの国際地域交流の中は厚岸町から村山に行く予算であります。村山から来る、この受け入れの担当としては観光商工課になるということでもありますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 もう1点伺います。91ページでございます。088、一番下の結婚支援1,185万円。この事業の内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

結婚支援でございますが、これは国の地域少子化対策の重点推進交付金、補助金を使ってでございますが、こちらのほうは夫婦共に39歳以下、世帯所得が400万円未満という方に国の補助金と、それと町の2分の1、これ2分の1ですから、町の2分の1と合わせて交付するというような内容であります。令和3年度の実績であります。10件の方に交付していると。金額でいきますと、これまだ見込みであります。187万1,000円ほど支出しているということでもあります。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 数字が多い少ないは別にして、令和3年度は10件で187万円ですか、今そのように聞き取ったのですけれども。ということは、18万7,000円、まあ限度ある、この1,100万円はどのくらいの件数で、どのくらいの数字を試算されているのですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 答弁、不足しておりまして、大変申し訳ございません。

見込みの計算をちょっとさせていただければと思います。まず、結婚、この新生活支援の補助金ということで、国の要件の対象でいきますと、20歳から29歳、これが60万円で12世帯、これを720万円で見込んでおります。それと、30歳から39歳、これが30万円で8世帯、240万円。それと、国の要件に対象外、これは町独自の支援でございます。これは半分の15万円ではありますが、15世帯、225万円。これを合わせまして、1,185万円というような計算で見込んでいるということでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 対象外、15万円。件数多いのですけれども、これは年齢制限がないと、このように理解をしたのですが、それでよろしいでしょうか。

それから、年齢制限、それなりに年齢があると、高ければ、収入も多いのかなと思うのですけれども、そうはならないと思うのですよね。町単独だから、財源は厳しいとは思っているのですけれども、せっかく国が20万円、30万円出しているのであれば、町としても結婚してくれる方が支援をしてやれば、もう少しでも結婚しようかなと思う方もいると思うので、来年以降、もう少し検討して、上限を上げていただければなど期待をするのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

なかなか結婚に対してということで、これは自由でありますので、私どももこれに関してということではありませんが、やはり、この国の要件外の対象外ということで15万円は出させていただいておりますが、やはり全体的な予算の中でということでございます。勉強はさせていただきたいとは思いますが、全体的な財源の問題もありますので、そこは勉強させていただくということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 私はもう1回結婚できないのであれなのですけれども、まだこれから期待をしている方もいっぱいおられると思うのです。そういう人の励みになるような、ぜひ助成をしていただきたいと思うのです。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

強い委員の意思も今受けました。これをどのような形で制度を持っていくかではありますが、先ほどもちょっと答弁させていただいたように、勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 92ページ、11目財産管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 14目厚岸大橋開通50周年記念事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項徴税費、1目賦課納税費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項1目戸籍住民登録費。

3番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、今回法律が、法律だと思うのですが、改正になって、住民票、それから戸籍の附票、この保存年限が150年になったというような話を聞いているのですが、この当たり、いつからどういうものがどうなるのか、なったのか、詳しく教えてください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時05分休憩

午後 2 時09分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
町民課長。

- 町民課長（堀部課長） 大変貴重な時間をいただき、誠に申し訳ございません。
ただいまの質問でございますが、令和元年 6 月20日から住民基本台帳の一部が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票が現行の 5 年から150年間保存するということになってございます。

- 委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

- 室崎委員 これ、もちろん住民票、除票でなかったらあれですよね、保存年限も何もないですよね。現に生きているのは。それは分かりました。
戸籍の部分、除籍だとか附票だとか、そういうものもたしか同じような扱いになっていたのではないかと思うのですが、そのあたりはどうなっていますか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時11分休憩

午後 2 時18分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
町民課長。

- 町民課長（堀部課長） 大変貴重な時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。
先ほど質問がありました戸籍除籍に関しましては、80年から150年ということになっております。

- 委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

- 室崎委員 住民票と戸籍ですから、根拠条文違うかもしれないけれども、そのようになっているわけですね。80年にしても150年にしても、もう永久保存とほとんど変わらなくなったのだけれども、大事なのは除籍されたとき、あるいは除却されたとき、その日が、住民票に関して言うと、令和元年 6 月20日以降のものなのでしょう。それまでのものも一緒に150年の保存年限になったわけではないですよね。そのあたりを明確に言わないと、混乱を招くのではないかと思うのですが。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時20分休憩

午後 2 時21分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
町民課長。

- 町民課長（堀部課長） 何度も貴重な時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。
先ほどの質問であります、法改正前であっても150年保存ということになってございます。

- 委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

- 室崎委員 私もありあれで申し訳ないなと思っているのだけれども、言います。令和元年 6 月20日に法律が施行されたのですね。先ほどの説明だと。いや、そこで首かしげられたら困るのだけれども、あなたのほうが言ったのだよ。その 6 月20日から、そのときでいいのだけれども、例えば住民票の除票が出たとする。要するに除籍された。そうすると、それはその日から150年保存されるということですよね。戸籍に関しては150年で、附票が80年なのかな、さっきの言い方だと。ちょっと、そこ、僕も分からないけれども。というふうに、この日からというのがあるわけです。そうすると、今まで既に戸籍で言うと除籍になっているもの、改製原だとかいろいろありますよね。それから、住民票で言うと、住民票の除票になっているもの。例えば、5 月20日に除票になったもの。これらについても150年、6 月20日以降保存されるのですかと。全部同じ 6 月20日のときに、手元にあるものは全部150年これから保存しますよということなのか。それとも、6 月20日に除籍、今までだったら何年かで保存年限が切れてしまうものが150年の保存となったのかということ。それを聞いている。言っている意味分かりますか。今度分かった。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

令和元年 6 月20日から150年ということではなく、その以前にあったもの、令和元年 6 月20日時点にあるもの全てが150年保存ということになってございます。

すみません。令和元年 6 月20日時点にある全てのものが150年保存ということになります。

- 委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

- 室崎委員 手元にあるものは全部150年、6月20日から数えて150年保存しますよということになったということですね。今の答弁は。分かりました。

これ、ちょっと私の理解と違うので、ちょっと口ごもってしまうのだけれども、それはいいです。そちらが正しいのだから。そうなりますと随分扱いが変わるのです。こういことができるようになったのは、恐らく電子化して場所取らなくなったからでしょう。昔は住民票なんか除票になってしまうと、5年とか7年とかしか取っておかないのですよね。保存義務がそれしかなかったのです。昔はというか、ついこの間まで。厚岸町当たりだったら、縄で縛って倉庫に置いておいても、そのとき探して持ってきてくれることができるのだけれども、釧路市なんかだったら、あつという間に部屋がいっぱいになってしまうのだそうです。だから、取っておけと言っても取っておく場所がなかったというのが保存年限が短いのではないと言われることの理由だったそうです。それが電子化したことで、こういうことが実現した。

そうすると、一番一般の町民にとってこういうものの関係するのは相続のときなのです。相続の手続。相続というのは自分の親が亡くなったとき、親の財産が自分に来るところしか大体は考えません。ところが、実際に登記と相続の関係で言いますと、ひいおじいさんのおじいさんなんていう名前になったままというのがあるのです。文久2年生まれの人のお名前になったままの土地があったりするのです。そうすると、戸籍をずっとそろえて、この人の相続人が誰で、その相続人が誰で、その相続人が私ですという証明を全部戸籍でしなければならない。そのときに、あ、もうその戸籍今ありませんよと言うと、今度非常に難しくなるのです。できないわけではないけれども。それが随分と今回、ずっと取っておいてくれるようになったわけで、楽になっていくのではないかという意味で、関係者には非常に明るい話なのです。

ということで、そこまでの細かな理屈はいりませんけれども、こういうものについては、このような形でもって保存していくことになりましたという話は、ぜひ町民の皆さんに分かるように、きちんとお知らせをしてほしいのです。いかがでしょう。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃられたとおり、その保存年限等につきましては、住民の皆さんに分かるように周知をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

- 委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目道知事・道議会議員選挙費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目町議会議員選挙費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目参議院議員選挙費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項1 目監査委員費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、112ページ、3 款民生費に入ります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

3 番、室崎委員。

●室崎委員 今回、町長の行政執行方針を見ますと、地域福祉に関しておっしゃっている中で、介護、障がい、子育て、生活困難といった分野別の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に向けて動き出すと。非常に、こういうことを関与している人たちにとっては理想的な体制をつくるということだと思ひまして、この文章は、私、感激して読んだわけです。

そのようになりますと、今包括支援センターを中心に行っているケース会議というのですか、これがこういうところを担うのではないかと思うのですが、そのような考えでいいのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

ケース検討会議もごございますけれども、それを含めた中で、どのような方向性に持っていけるかというのを視察なども含めて研究していきたいという考えでございます。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 困難事案と言いましたか、いろいろなものが複雑に絡みあっている。大体、大元は経済的困窮だと思うのですけれども。そういう場合に法律的な問題もいろいろ絡んでくる場合が多いと思うのです。実は3月7日というから、昨日、一昨日、一昨日ですか、そうですね、釧路新聞に一面にこんな記事が出ておりました。地域包括支援センターケース会議というのを釧路で、これに弁護士が入るのだそうです。法テラスを通じて協力をしてもらっているのかな。ちょっと、そのところは分かりませんが。やはり困難事例の中には法的にいろいろ絡んでいるものがあるわけで、そういうところに、この法律の専門家である弁護士と一緒に入って、相談を受けたり、あるいはみんなでもって解決策をやったりすることはものすごい有効だという記事でした。厚岸町ではこういう点についてはどう考えているのか、お聞きしておきます。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現状におきましても、高度な相談が必要なときには法テラスを通じて弁護士の方に相談している事例もございます。この重層的な取組のことにつきましても、そういう方々の助言も必要に応じていただきながら、体制整備と申しますか、考え方を整理していきたいとは考えております。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 決してやぶさかではないと、そういうことですね。できれば、こういう特別のときだけ特別に頼んでというのではなくて、常時、一般的な中に入ってもらおうというような体制に持っていけると非常にいいのではないかと。こっちとしては、あまり法的な問題ではないと思っているものが、専門家の目から見ると、これ、ここのところこうだよというのがあるかと思しますので、その当たりもご検討いただきたいと思います。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

この重層的な支援体制という部分につきましては、幅広く、子どもからお年寄りまでの連携した体制の内容となってきます。法律的にも難しい問題も出てくるということも想定されますので、その辺、弁護士の方々も取り込めるような方向で考えさせていただきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 1 目社会福祉総務費、他に、ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、2目心身障害者福祉費。122ページまで進みます。
3番、室崎委員。

●室崎委員 この121ページに成年後見推進委託料131万6,000円とあるのですが、この内容を教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

成年後見推進委託料でございますけれども、これは高齢者の部分もございますし、こちらの予算につきましては、障がいを持つ方の法人後見になるかどうかというところはございますけれども、町長の申立による案件もございます。それを社会福祉協議会が担っている安心サポートセンターというところにそういう事情の方を後見していただけるかどうかというところでの委託料でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 この積算根拠というか、内容ですね、例えば何人分とか、そういうのはどのようなになっているのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

一人日額を決め、その121日という見積を社会福祉協議会からいただきまして、それプラス、その職員の通勤手当ですとか職員手当ということでの金額合計260万円ほどの予算を計上させていただいている内訳でございます。

失礼いたしました。金額につきましては、131万6,000円でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと分からないのです。成年後見人になっての報酬ではないのでしょうか。今の話聞いていると、成年後見の担当した人にかかる費用のようなふうにも聞こえるのけれども、一番最初的时候には成年後見が果たして必要かどうかというようなことの段階での問題だというようなことを言っていたのけれども、その当たり、一体どうということなのでしょう。ここでもって、131万円予算取っていますよね。それが社協にわたすのだろうけれども、社協が引き受けるときの計算単価というのは、一人121日とか、何かそんなような話をしていたのけれども、ちょっとその当たりが分からない

いのですが、どのように使われるお金なのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

内容につきましては、その方の案件に関わる内容を審査していただく、事務手続をしていただく委託の内容でございまして、それにかかる人件費ということでご理解願いたいと思います。答弁が若干ちょっとつじつまが合っていないところがありましたところはお詫びいたします。よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 審査手数料とは言わないけれども、審査費用であると、そういうことでよろしいのですね。分かりました。

●委員長（竹田委員） 2目心身障害者福祉費、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3目心身障害者特別対策費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目老人福祉費。132ページまで進みます。

3番、室崎委員。

●室崎委員 ここの131ページに成年後見推進委託料131万6,000円と全くうり二つのものが出てくるのですが、これは何ですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

先ほど心身障害者福祉費のほうでは障がいを持つ方の相談でございまして、こちらにつきましては、高齢者の方の審査の委託ということでございまして、高齢者の部門と障がいの部分と予算を半分ずつ持ちながら、合わせて委託するというような流れでございまして。内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 予算の編成の問題ですから、とやかく言う立場にはないのだけれども、これ、先ほど課長、それで分かりました、260万円ぽんと言ったでしょう。そうすると、社協のほうは260万円ぽんともらっているわけですね。そのときに、袋二つにしておいて、こっちのほうは老人の関係だから足りなくてもこれにしようと。こっちのほうは、例えば障がい者の関係だから、余っていてもこっちはこっちの袋だけだというようなやり方しているのですか。そうではないでしょう。やはり、両方合わせて成年後見の審査やってくれと。だって、実際問題は、この成年後見が必要になる人は、ある意味年寄りであり障がい者である人なんていくらでもいるのです。むしろそういう人のほうが多いかもしれない。そうすると、何でここでこんなすばっと半分割りってしなければならないかというのが不思議なのです。

何か国のほうの出てくる補助金だとか何だかの関係で生木を裂くように二つに割っておかなければならないということなのですか。もし、そうでないのならば、こんなところに、これ二重の計上かなと思ってしまうような書き方しないで、総務費か何かのほうで上げておけばいいのではないだろうか。その当たり、何か、こうしなければならないのだというものがあるのであれば教えてください。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時45分休憩

午後 2 時47分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） 大変貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございませんです。

障がい者の科目のほう为国 2 分の 1 と北海道 4 分の 1 という補助がございます。それを有効活用させていただくために半分ずつにさせていただいております。ちなみに、老人福祉のほうは、今一般財源での持ち出しということで補助はない状況ということで予算を分けさせていただいております。

- 委員長（竹田委員） 他に、老人福祉費ありますか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5 目後期高齢者医療費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目国民年金費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目自治振興費。
3 番、室崎委員。

- 室崎委員 自治会の応援をしてくださる制度がいろいろできまして、自治会の役員をしている一人として大変ありがたく思っておるのですが、その大きな一つに、人的支援というのがあります。各自治会に担当者を貼りつけて、相談に乗ったり、あるいは物理的にいろいろ手伝ってくれたりということをしてくださっています。ただ、今コロナでどの自治会も思うように自治会活動できないわけですね。何人もの人が一緒のところに集まるということができないわけだから。そうすると、自治会の活動ってほとんどできない状況ですから、今はちょっと特殊な場合だと考えて、何か自治会で活動するときに、担当になっている役場の方に相談して手伝っていただく。これも非常にありがたいのです。

そのありがたい上での話なのです。自治会長の皆さんと、例えばお通夜の席なんかでお手伝いで一緒になったりするとよく出る話が、この制度大変ありがたいのだけれども使いづらいというのです。いろいろな制限があって、なかなかうまくいかないという嘆き節を聞くのです。

それぞれの自治会のやり方がありますから、どう、いわゆるいずいのかは、それはその自治会によるかと思います。一度、各自治会にもっとこのところ緩めてくれればやりやすいのだけれどもというようなものを聞き取っていただきたい。そうすることでいろいろなせっかくのこの制度がより円滑に動くのではないかと思います。これはお願いを兼ねた質問なのですが、いかがでしょう。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

町長の執行方針でもあるように、地域担当職員制度の見直しということで、今考えているところであります。ですので、利用状況としましては、最近コロナの状況もありまして、なかなか使っていただくということも減っているところではございますが、今委員おっしゃいましたとおり、各自治会に意見を聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 10番、大野委員。

- 大野委員 ここでちょっとお聞きしたいのですけれども、地域公共交通協会のところで、以前私ハイヤーのことで質問したことがあるのですけれども、まだいまだに夜間8

時以降はないですね。コロナで飲食店のほうもまん延防止措置取られているので営業はできないとなっているのですけれども、その後、協議会等々で話が話し合われているのかどうかと、あと大型自動車等、免許で資格の助成していますけれども、デマンドバスの関係なのちょっと分かりませんが、去年が申請あったのかどうか。今年も何人分上げているのかどうかをお聞きしたいのですけれども。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、ハイヤーの件でございますが、協議会のほうでいろいろと話し合いをしていた後に、実際のタクシー事業者、ハイヤー事業者との協議を進めておりますが、今のところは進展がない状況であります。

それと、大型免許でございますが、これが令和元年から始まりまして、令和元年のときは1名ということですが、2年と3年は今のところは実績がないという状況であります。

●委員長（竹田委員） 10番、大野委員。

●大野委員 ハイヤーのほうはその後進展がないということで、やはり町としてそのままでもいいのかどうか。やはり住民とか商工会とかでは、やはり何とか前みたいに、前みたいにはと言わないのですけれども復活してほしいという声があるのですけれども。それと、大型免許、令和元年に1名取得され、申請あって取得したかどうか分かりませんが、その人たちは何かに従事していただいているのかどうかをお聞きしたいなと思います。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、大型免許の件でございますが、要件として町内の交通事業所に勤務する方ということで、今さくらハイヤーのほうに勤務しております。ハイヤーの運転手として勤務しております。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 夜間のハイヤーの運行についてということで、町としては夜間の運行に対する補助金、人件費、2名相当分、要は管理者と運行する方の人件費、その分の助成をするということで、商工会も通して、商工会と町内の事業者のほうに、飲食店部会での説明、それから交通事業者に出向いて説明も行っているのですが、いかなせん交通事業者のほうでまだやる予定はないということでございます。町長自体も出向いて、お願いは何度もさせていただいているのですが、事業者自体がまだ夜間を再開す

るといった状況にはないという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 10番、大野委員。

●大野委員 前質問して答弁受けて、人件費分、ちょっと記憶、440万円を補填するから何とかしてくれと町長がお願いに行ったという話は聞いているのですけれども、もう少し額上げたら来てくれる人いませんか。分かりませんけれども。そんな気がするのですけれども。そう言っても急に結論は出ないので、真剣に本当に地道に考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 単価としては時給2,000円、日中に比べると倍くらいの金額として提示させていただいているのですが、事業者として、人件費出せば採算取れないということはないかと思うのですけれども、実際に運転手が確保できないですとか、そういうような理由で実施には至っていないということでございます。

ただ、町のほうとして諦めたとかではなくて、協議会ございますので、その中に交通事業者等全て入っていますのと、住民代表も入っていますので、その中で、地道にと言うと、ちょっと言葉がおかしいかもしれませんが、継続して運行の要請は行ってまいりたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。
2番、石澤委員。

●石澤委員 デマンドバスの運行のことなのですが、何年かデマンドバス運行していますけれども、路線の中でトライベツなののですけれども、拠点が決まっていますよね。でも、トライベツの中で広いので、デマンドバスの運行の路線を変えるということ、そういうことはできないものなののでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今のデマンドバスの路線の変更ということでございますが、4年度におきましては厚岸町地域公共交通計画策定業務ということで、これは計画5年ごとの見直しということですが、それらと合わせて乗降の調査など等含めまして、地域の状況とか勘案しながら、デマンドバスの運行の見直しということで検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

- 石澤委員 年々、年いって、車も手放したいけれども、その地域には住みたいのだけれども、バスまで行くには遠いとかというのもトライベツだけではないと思うのですが、そういうときに各家々で回れるようなデマンドバスの使い方ができれば、もっと車を手放す、運転免許返納というようなことも可能になるし、その地域に住むということもできると思うので、ぜひそれも含めて検討してほしいと思いますが、いかがですか。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

各々の自宅にということではありますが、やはり運転手が減少している中で運行時間という、そういった課題もあります。なので、そういったことも検討しながら、そういう路線の見直し等行ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

- 委員長（竹田委員） 3時の休憩をいたしたいと思います。

7目、他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、休憩後、8目から再開したいと思います。

再開は3時半といたします。

午後 3 時00分休憩

午後 3 時30分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

8目から始めたいと思います。8目社会福祉施設費。

3番、室崎委員。

- 室崎委員 確認でお聞きするのですが、各地域に集会所とか、一部コミュニティセンターなんて名前もありますけれども、そういう施設がありますよね。これ、大体みんなそれぞれの地域の自治会の活動の拠点になっていますね。ここに備品と言ったらいいのかな、いろいろな台所用具だとか、そういう物がありますよね。旧聞に属しますが、一時これを問題にしたことがありましたね。横から火が噴く瞬間湯沸かし器だとか、いつ入れたか分からないようなさびの塊みたいなガスコンロだとか、そんなものがあったりして、整備しなければならないなという話があったのです。そのときに浮上した話は、まずはそういう備品を全部町のほうで一括引き受けるのかどうかは別として、備品台帳をつくると。そして、あまりに古くて危ないような物、瞬間湯沸かし器の古いのなんていうのはおっかないのですよね。そういうのについては整備しましょうという話がありました。

また、それから小一年たってからだったかな、これは私のところの自治会のそばにある集会所で実際にあったのですが、全然使っていない押し入れがありまして、そこところに新たな物が入ったから入れようと思って、開けて中見たら、テレビの受像器が4台くらい出てきたのです。古いのが。誰かが持ってきてくれて更新すると、空いている押し入れに突っ込んであったのです。これも町のほうにお願いして処分していただいたということがありました。

各集会所に備えつけてあるものについて、町のほうできちんと目を届くようにするための備品台帳でも何でもいいのですが、そういうものというのは現在はシステムとしてきちんと出来上がっていますか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今現在、そういった備品台帳は整理されていない状況であります。

備品台帳は一部ありますけれども、完全なものはないという状況であります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 誤解しないでいただきたいのは、町のほうで全部取り上げて、使うときにはいちいち許可をもらわないと使えないようにしろと言っているわけではないのです。そうではなくて、やはりあまりにも古くなったような物だとか、危険になるような物があれば、すぐその使用は停止しなければならないだろうという程度の管理、それはやはり集会所を提供している町の責任ではないかと思うので、今言ったようなシステムはきちんと、何がどう使われているかは町の担当者も知っているという状態にしていきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

町民課といたしましても、施設管理者ということでございますので、その施設の点検等行った上で、自治会との利用状況等も確認しながら、古い物とか老朽化した物については修繕して適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 他に、8目ございませんか。

5番、南谷委員。

●南谷委員 3款1項8目社会福祉施設費ですね。

139ページです。200生活改善センター改築基本設計委託料1,386万円の計上でお尋ねをさせていただきます。

一昨日、6番、佐藤議員が一般質問をされました。この答弁をお聞きし、町長の英断に感服をして聞き入っております。私は令和元年6月の定例会におきまして、一般質問で生活改善センターの雨漏りがひどく、改修をとということで一般質問をしております。今回の答弁をお聞きし、本当に感激をしております。ぜひ、住民の皆さんが安心して避難できる避難タワーを兼ねた生活改善センターをつくっていただきたい。その基本設計の委託料が計上されておるわけでございますが、やはり避難タワーを兼ねてということなのですけれども、住民の要望なり、十分聞いたり、機能的に集会所も兼ねるわけでございますから、どんなものできるだろうと非常に期待をしております。そういう意味では、いろいろな意見を聞くのも大事であります、やはりしっかり機能をしていただけるような地域としての集会所も兼ねた施設にしていきたいと期待をしております。

1点だけ気になりますので、お尋ねをさせていただきます。現在、生活改善センターと隣接の商工会がこの施設を管理しております。ですけれども、その商工会の建物も非常に古くなっております。通路もつながっております、たしか。そうしますと、商工会はどうなるのだろうと町民の皆さんは思うと思うのです。生活改善センターはやりますよ、タワーにしますよ。隣にある商工会どうなのかな。非常に町民も関心事だと思います。この点について、どのように考えておられるのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

商工会につきましては、以前にお話をしているところでございます。商工会としては、新しい建物ができれば、そこに入りたいという希望は持っております。建設費用等も負担割合とかいろいろ出てくるかとは思っておりますけれども、その辺も含めて基本設計で検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、予算上では生活改善センター、避難を含めてと言っているけれども、工事そのものは、この建物は、避難タワーも集会所も商工会も隣接したというか、ある程度共有をするほうが合理的だと私も思います。会議室一つとってもたくさんいらぬわけですから、コンパクトにしていかなければならない。そういう理解でよろしいですね。町民にこれから広報なんかでも出るのだろうけれども、商工会についてもこの建物の中に、合わさるのかどうかは分からないけれども、含めた改修をしていくと、こういうことでよろしいですね。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今現在、関係課とも検討している状況であります、商工会が入ることまでは

今のところは決定していないところでございます。入ることを検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えいたします。

今、質問者が言うとおりでございまして、商工会館につきましては、それも含めて、今検討中であります。ある程度のご理解、商工会のほうも持っているのではなかろうかと思っておりますが、まだ確定ではございませんが、今質問者が言うとおりでございしますので、そういう方向で進めてまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（竹田委員） 社会福祉施設費、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

10目諸費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

2番、石澤委員。

●石澤委員 子育て支援のことなのですが、町長の執行方針の中で、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にしてということで、子ども家庭総合支援拠点というのを設置するとなっていますが、これはどういう内容で、どういう対応をしていくのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今、新しい組織ですとか、人員配置を替えるではなくて、保健福祉課内にございます子育て施策推進係、それと相談業務も携わる健康推進係を従来の業務に加え、従来でも相談などにつきましても横断的に連携しながら、家庭ですとか子どもさんの相談に応じて対応させていただいておりますが、国からも平成30年度にそういった体制を市町村でも体制をつくることの努力をなさйтеということもございました。それが令和4年度をめどにというような方針もございましたので、それに従いながら、義務ではございませんが、当然そういう体制を取るべきだなという考えの基、子ども家庭総合支援拠点というものを保健福祉課内において、従来ございます子育て世代包括支援センターと申します妊娠期から子育て期までの総合的な相談や支援を実施するという健康推進係、それと児童の全般を取り巻く子育て推進係、さらに充実した内容でそ

れを支援していくことを担っていくために、この総合支援拠点というものを設けた次第でございます。

加えて、従来も町の組織の中に要保護児童対策協議会という組織もございまして、学校ですとか教育委員会ですとか保育所、社会福祉協議会なども連携させていただいた、そういう協議会もございますので、それらともまた充実した相談業務ができるよう、改めて4月から運用していく考えで、そういう拠点という位置づけの体制をつくろうとしているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 今まではどちらかというと女の人、お母さん、それから子どもが中心の支援だったと思うのですが、これは家庭が入ってきていますよね。家庭及びとなっていますので、これはもう父親、母親も含めて、その家庭全体を支援していくということになるのですか。どうしても母親って孤立してしまう、大変な思いをするというのがあるものですから、それではなくて網羅して、その持っている困りごととかも全て、妊娠が始まってといろいろありますが、それを含めていろいろなところでやっている子どもネウボラとかがありますが、そういうようなことも含めた全体で子育てを支援していくと捉えていけばいいのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、まずは子どもを中心とした家庭全体をと捉まえておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 1目児童福祉総務費、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目児童措置費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目児童福祉施設費。

3番、室崎委員。

●室崎委員　ここでお聞きしますが、現在厚岸町に待機児童というのはありますか。

●委員長（竹田委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長）　お答えさせていただきます。

正式な待機児童という表現では待機児童はおりませんけれども、電話による相談の中では、主にゼロ歳、1歳の方から相談があって、入れますかというようなご相談はあるのが事実でございます。

●委員長（竹田委員）　3番、室崎委員。

●室崎委員　正式な待機児童というのはどういう定義なのでしょうか。

●委員長（竹田委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長）　入所の申込書を提出いただいて、それを受理させていただいて、ですが、定員がオーバーしているから入所できませんということでございます。ちょっと言葉が荒い言葉で大変申し訳ございませんでした。

●委員長（竹田委員）　3番、室崎委員。

●室崎委員　そうすると、今、課長は非常に誠実に答えていると思うのですが、そういう形式的な手続を取っていて、なおかつ保育所に入れないのが待機児童として、実は全国の調査だとかでは出てくるわけですね。ところが、最初からそういうものを出しても入れないというのが分かっているから、申請もしないと。だけれども、本当はもし入れるのなら入りたいという、隠れた待機児童というか、それで言うならば厚岸町はありますよという話をなさったわけですね。どうしてなのですか。

●委員長（竹田委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長）　お答えさせていただきます。

お電話の問い合わせで、子どもが生まれる予定です。そうすると、何月頃から入所を希望したいのですが、入所できますかというようなお問い合わせが一、二件とかあったりございます。それを踏まえて、電話で相談があった時点では、今ゼロ歳では何人が入っておりますが、保育士の数を踏まえると、今はちょっと無理ですというお断りをさせていただいたりですとかいう事実の電話相談があるところでございます。

●委員長（竹田委員）　3番、室崎委員。

●室崎委員　もう少し詳しく聞きます。ゼロ歳児保育で厚岸町は、いわゆる設計図の上で

は、帳簿の上では何人預かれるのですか。そして、現在は何人預かっているのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

ゼロ歳でいきますと、面積的要件から13人となります。それで、今現在、今日現在でいきますと、お子さんはゼロ歳は9人入所しております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、単純計算するとあと4人預かることができますよと言うのですが、今の何かお話を、そこに至るお話を聞いていると、どうも、あと4人大丈夫ですよとは言えないのではないかという気がするのですが、その当たり教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現状といたしましては、保育士の数が満たないという現状がございますので、それで入所をお断りさせていただいているという現状でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 経済的理由だけではなく、やはり女性の自己実現ということから言っても、子どもさんのいる女性が、保育所に子どもを預けて働くということは、やはりその人、その人の人生にとっても非常に大事なことなのですよ。だから、保育所というものの、例えば厚岸町のようなところですよ、保育所というものの役割も経済的理由でどうしても働かなければならない人のために子どもを預かりますというところから、女性の社会参加を基底で支える施設として、役割は変わったわけではないだろうけれども、ちょっと意味合いが変わってきているところがあるのではないかと思います。それで、厚岸町も保育行政には非常に力を入れているということだと思います。ただ、それが保育士がいないためにと言うか、少ないために、十分に施設があるけれども、お預かりすることができない、これは大変切ない話ですよ。担当者にとっては本当に切ないのではないかと思います。

そういうことを、やはり町民にもきちんと知らしめていく必要があるのではないかと。現実にもそうすると、担当者の目で見ると、あそこの誰、ここの誰とは言えないけれども、やはり潜在的な待機児童というか、本当なら預かってほしいのだけれどもという人たちが少なからずいると、厚岸町においては、というふうに理解してよろしいのです。それが分かっているのだよということだということですね。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりでございます。ちなみにでございますが、ゼロ歳、1歳のお子様につきましては、子どもさん3人につき一人の保育士というような規定でございます。あと、3歳児以降につきましては、何十人に一人というところがございますので、3歳、4歳、5歳につきましては余裕があるところでございますが、ゼロ歳、1歳につきましては、そのような規定ということがございますので、それで待機的なお子さんがいらっしゃるという状況になっております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 これは一福祉課長の問題ではないと思いますが、潜在的な待機児童を解消するという意味で、やはり保育士の確保というのは非常に大事だと思いますので、今それを努力していないと言うわけではありません。なお一層の努力をお願いします。

それから、もう一つお聞きします。障がい児保育については、厚岸町は今どのような体制になっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 保育士の募集の件でございますが、実は募集のほうはもう継続的に行わせていただいております。先ほどの保健福祉課長の答弁にあったように、ゼロ歳児の部分で3人に一人必要になるということで、その部分、もう一人必要で募集はしているのですが、来年度二人の採用のめどはついたのですが、もう一人についてはまだめどが募集しても来なくて、めどがついておりません。会計年度任用職員でもできるので、その部分でも募集はかけてはいるのですが、まだ足りていない、今ぎりぎりの人数だということでございますので、募集については、このちょっと年度末で今来る状態ではないものですから、新年度に入り次第、再度また募集をかけたいと現在考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 障がい児保育についてお答えさせていただきます。

現在、しんりゅう保育所、あつけし保育所、両保育所におきましても、障がいと認定されたお子様につきまして、お預かりしている実態ではございます。

（「いないということ」の声あり）

●保健福祉課長（亀井課長） 失礼しました。入所している方が何名かいるということでございます。入所している、障がいをお持ちの児童がいらっしゃるということでござい

ます。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 その人たちは、いわゆるある程度の年齢以上の人たちですね。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

3 歳以上という位置付けでございます。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 それは両保育所、それぞれに通ってらっしゃる。片一方の保育所に全部まとめるとか、そういうことではないのですね。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 片方の保育所にまとめるという考えではございませんで、それぞれの保育所にいらっしゃるということでございます。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 ゼロ歳児保育でちょっと聞き忘れたので、もう一度、ゼロ歳児保育についても障がい児保育と同じような扱いにしていこうということですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

ゼロ歳児保育につきましては、しんりゅう保育所のみとなっております。しんりゅう保育所一つで、厚岸町としては、まとめて保育しようという考えで、ゼロ歳児はしんりゅう保育所だけということでございます。

●委員長（竹田委員） 他に、4 目児童福祉施設費、ございませんか。

2 番、石澤委員。

●石澤委員 ごめんなさい、委員長、先に福祉総務費で聞けばよかったのですが、子どもの遊び場のことをここで聞いてもよろしいでしょうか。

（「はい、いいですよ」の声あり）

●石澤委員 すみません。多目的スポーツというセンターを開場をするのですが、かつて昔、何年か前に子どもの遊び場を設置するということで、お母さん方から声が上がっていたと思うのですが、あの方針はどのようになっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ご質問にある遊び場の件ですが、町で設置するという回答はしていないと思います。議会の請願でも採択を受けていなかったと記憶してございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 そうではなくて、大人の多目的スポーツセンター設置しましたよね、計画建てています。子どもの遊び場もつくっていくべきではないかと思うのですが、そういう考えはないですか。やはり、これだけコロナ禍で、どこにも行けない、だけれども、小さい子どもたちがあれだけいろいろなところで何年か、2年間くらいですか、福祉センターでやったときに、子どもたちが集まって楽しそうだった光景が忘れられないのですよね。それで、そういうような場所をつくってほしいという声が上がっていたと思うのですが、こうやって見たら、そんなにがっちりしたものではないと思うのですが、そういうようなことを考えてあげてもいいのではないかと思うのですが、それはいかがですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今現在、新たにそういった施設を設けるといった考えはございません。こういうコロナ禍で、逆に施設にたくさんの子どもが入って遊ぶというのも、個人的には正直、今の時期としてはいかがなのかなと。外で遊ぶことも必要ではないのかなとは考えますが、町としては、そういった今計画は持ってございません。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 今急にやれとはならないと思うのですが、公園を利用するとか含めながら、子どもたちが遊べる場所です、やはり。どこか行くというのではなくて、そういう場所をこれから考えていくべきではないかということを言っているのですけれども。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 申し訳ありません。4年度から町内の公園については、適正化計画ということで、公園の在り方等について、改めて検討をする予定にはなっております。それと、まだ検討中で、全然形にはなっておりませんが、以前あった支援セン

ターの、例えば土曜日とかそういう部分、人の問題等もございますが、そういった部分についても、現在、今のところはまだ検討中ということでございます。

- 委員長（竹田委員） 4目、他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5目児童館運営費。152ページまで進みます。ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上、3款民生費を終わります。

154ページ、4款衛生費に入ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

4番、音喜多委員。

- 音喜多委員 ここでちょっと公衆浴場の関係。上段のほうは毎年の助成だと思うのですが、後段のほうに344万円、公衆浴場の設備の修繕助成。今の公衆浴場に対する建物か、あるいは施設の更新等の助成だと思うのですが、その辺のところ説明してください。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 公衆浴場の設備の整備事業の344万円の件でございます。

これにつきましては、公衆浴場であります喜楽湯さんのボイラー室の給湯、それから温水管の改修工事ということで、その95%の助成ということで344万円という計上をさせていただいているところでございます。

- 委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

- 音喜多委員 私は風呂に入る、そこへ行く人では、行っていないのですが、近場に行くお年寄りがいて、ちょっと心配しているのは、なかなか古いというか、そのように受け止めて毎度入りに行っているようですけども。今回、そのボイラー等修繕すると、あとはしばらくはいいと見ているのでしょうか。その辺はいかがですか。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 今年度、令和3年度におきましても、給湯管の循環系の系統の改修工事を333万円で行っているところでございます。喜楽湯さんのほうと打ち

合わせをした中で、この4年度の大規模改修におきまして、その後につきましての改修は、今の段階ではないということでございます。ただ、突然の改修等も施設、建物も古いものですからあるかもしれませんが、今の段階では、この4年度で終了と聞いているところでございます。

●委員長（竹田委員） 他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目健康推進費。

3番、室崎委員。

●室崎委員 まず、先に特定健診についてお聞きいたします。

健診率は今どのくらいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

令和2年度、現在でございますが、21.4%ということになってございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 一頃よりも、むしろ下がっているような気がするのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） 平成31年度におきましては23.6%ということで、2年度につきましては、やはり減少しているという状況になってございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 原因どこにありますか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

下がった要因でございますが、いろいろと受診向上のためにやっているのですけれども、受診される方の意識不足といえますか、認識不足がやはり減少傾向ということにな

ってございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 こっちは一生懸命やっているのだけれども、なんせ町民が全然理解しないものだからと、そうはっきり言う必要はないのではないかと思います。やはり、少しでも受診率を上げるための方策、それは担当者に言わせれば出尽くしたと言うかもしれないけれども、やはりしつこく、しつこく、これやっていく必要があると思います。それは即第一に対象者である町民自身のためなのです。と同時に、実はこれ、町が経営しているというか主催している国民健康保険、それに出す持ち出し、これを減らす大きな効果があるのですよね。

雨竜町だったかな、厚文でも視察に行ったのですが、たしか六十何%という受診率を誇っていました。行ったらいろいろな話は聞かされましたけれども。そこで見てみると、ここまでやるかというくらいしつこく、しつこく町民に水を染み込ませるように受けなければならないのだという意識を植え付けるためにいろいろなことをやっているのです。同じことをやれとは言わないけれども、たしかその頃、厚岸町でもそういう先進地とこっちが思うようなところのやり方を相当取り入れましたよね。それをまだまだ徹底して、取り入れたやり方でいいのだけれども、それが1回だけだったら2回にするとか、いろいろな方法があると思いますので、その当たりを含めてご検討いただきたい。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

ただいま、委員おっしゃったとおり、先進地のやり方というのを勉強させていただきながら、今後受診効率のために検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 何もやらない私のほうが偉そうなことを言っても仕方がないのだけれども、この前新聞見ていましたら、訴えかけるやり方っていろいろあるというような話が出ていたのです。例えば、あなた手を洗っていますかというポスターを隣の人は手を洗っていますかと変えたら、4割石けんの使用率が増えたのですって。そのように、いろいろなことで同じ一言でもぐさっと刺さるものがあるのです。

この健診に関しても、そういうようなことを含めながら、どうか進めていただきたいということを、これ切にお願いしておきます。

その上でもう一つお聞きするのですが、同じ検診なのですが、がん検診というのは、現在受診率は上がってきていますか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

がん検診につきましても、受診者数は下がってきている現状でございます。原因としては、やはり受診するというタイミングのときに、コロナの影響が全般なのですけれども、緊急事態宣言が出てしまったですとかというようなところで先延ばししているという方々が多くいらっしゃるというところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 確かに大変だと思います。今のコロナの風潮でとにかく外に出たくないという意識がみんなありますので、そういう中から来てくださいというのは大変だと思いますけれども、少しでもがん検診の検診率を上げていかなければならない、特定健診と同じような使命を持っていますので、どうかこれもお願いしたいと思います。

それから、今コロナの話が出たのですが、コロナの影響かと思うのですが、国のいろいろな報告を読みますと、ひきこもりというのが非常に増えてきているという状況なのですが、厚岸町ではどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

がん検診の受診率向上につきましては、いろいろな方策を考えながら検討して進めてまいりたいとは考えております。

ひきこもりにつきましては、今元気いきいき教室ですとか、いろいろ社協にも委託してお願いしている地域サロンですとかというようなところも活用いただきながらというところではございますが、やはり外出自粛というところが実態でございますので、数、何人いるかまでは押さえていないところではございますが、出不精になっていると言いますか、引き籠もっている現状に多くあるということは認識させていただいております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ひきこもり対策というものを非常に強くやっている自治体もあるわけですね。そして、この10年部屋から一步も出なかったというような人を引き出すことに成功したというような事例の報告もありますね。そういうのを見ていると、やはり保健師の力というのは非常に強いと思うのです。ですから、その当たりを含めてご検討いただきたい。出ておいでと言ったって出てこないからひきこもりなのです。こっちから戸をたたきより仕方ないのですよね。そういうことを含めて、いい方法。厚岸だって一人や二人ではないと思うのです。何人もいると思うのです。ただ、外に出ないから目立たないだけのことで。そういう人たちをなるべく早く引っ張り出すという方策をぜひ強力に進

めていただきたい、そのように思います。これはお願いです。

それともう一つは、厚岸町ではみんなすこやか厚岸21、その中で自殺対策というものも1章設けていますよね。この自殺も国が各自治体にそういうものをつくって、あなたのところではどういう対策をするのだということをちゃんと出しなさいとまで言って、自殺対策随分進めましたよね。一頃は3万人超えるくらい自殺者がいたのかな。ただ、これ自殺的事故は入ってないですから。自殺としか言えないものしか入っていないですから、実際には自殺的事故を含めたらもっと多いと思うのですけれども、それが統計上、その国の自殺対策は功を奏して、2万人くらいまでに下がりましたよね。ところが、このコロナが流行って、みんなが鬱になるような状況の社会になったら、ぐっと自殺の数が増えてきているという報告もあるのです。

この自殺対策について、一朝一夕にこうやればいいですよなんていうものは言えないと思うのだけれども、厚岸町として自殺対策というものに関してはどうなことを今やっているのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

ひきこもりの方に対する保健師の活動でございますが、今いろいろなコロナワクチン接種というものをまず優先させていただきながら、そういうほかの業務にも携わらせていただいております。

委員おっしゃるとおり、その対応というのも大事なことでございますので、業務配分の中で、少しずつでも新年度において可能な限り活動させていただきたいなとは考えておりますので、ご理解願います。

さらに自殺対策ですけれども、啓発という部分につきましては、広報誌に載せていただいて啓発させていただいているというところではございます。あと、いろいろな各種相談というものも保健師のほうには、保健師に限らず、高齢者帯の部分ですとか、児童の係のほうにもいろいろな相談がございますので、そういう中でいろいろなアドバイスをできることを可能な限りさせていただいております。

啓発と申しますか、そういう周知につきましては、広報誌で掲載させていただいているというところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 非常に課長は実直で誠実な方だから、本音をぼんぼん出してくるのですよね。今、コロナで忙しくて手が回らないのだとはっきりおっしゃっている。そのとおриだと思うのです。ただ、そういう中でも苦しんでいる人たちに対して、どう手を差し伸べていくかということは考えていただきたい。

自殺に関して言うと、今保健所に電話したってどうにもならないでしょう。はっきり言って。保健所だって悲鳴上げている状態でしょう。だから、保健所、それは大いに結構なのですが、そのほかに民間でいのちの電話というようなものを、それこそ24時間い

つでも相談に乗るよというようなことをやっていますよね。大変な作業だと思うけれども、そういうようなものがあるよということを教えるだけでも、そのいのちの電話、福祉課につくれなんか言いませんから。できるようなものではないから。だから、こういうものがあるのだということを少しでも、これはどこに誰がいるか分からないので、みんなに教えていくということが必要だと思うのです。そういうこともどうか検討していただきたいのですが、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

微力ながら、今までもそのような連絡先ですとか相談先というのは広報誌などに載せたつもりではございますが、また一層、もっと充実した内容で幅広く周知に努めたいと考えております。ご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、2目健康推進費。
2番、石澤委員。

●石澤委員 ここで一般不妊治療助成費とあります。この不妊治療なのですけれども、不妊治療を受けに行っている女性なのですけれども、すごく負担がかかるのですよね。釧路で、それでもだめなら札幌でという形で不妊治療に行くのですけれども、そのときに帰ってきてからの体の母体の保護とか、そういうのも含めて、どのようにその人たちの支援を、不妊治療をしている人たちの支援をどのような形でしていますか。母体保護というのを多分厚労省から母体保護のための支援をするようにという通知が来ていると思うのですが、それをどういう形でやっているのかなと思うのですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

特定不妊治療の部分につきまして、北海道の施策という部分もございます。一般不妊治療については町も独自で施策を施しているところではございます。

まず、経済面につきましては、特定不妊治療、一般不妊治療共に一部片方のほうは北海道の補助金も補助させていただいておりますし、町のほうにつきましても、両方、経済的な補助ということはさせていただいております。

あと、母体、その方々の支援ということにつきましては、相談は常にさせていただいておりますし、電話なり来庁されたときに、次につなげるための相談ですとか支援ですとかいうことにつきましては対応させていただいております。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 働きながら不妊治療をしている方もいると思うのです。その人たちの休み、

だからもし札幌であれば札幌へ行って帰ってくる、2泊3日くらいかな、そのくらいで行って戻ってくる、それから後です。その後に、2日くらい休みを取れるような状況をつくってあげられるかどうかということなのです。職場として。町も含めてそうなのですが、民間の職場に対しても働きながら不妊治療をしている方の母体保護というのをどのように守ってやれるのか、その対策をどのようにするのかということなのですけれども、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私のほうからは、そのご本人と申しますか、妊婦さんにつきましては、そういう支援を当然福祉部門としてさせていただいておりますが、その方々が勤められている事業所の休暇の考えにつきましては、それぞれの事業所の休暇制度になってきますので、その辺の答弁につきましては、差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 こういう厚労省から通知が出ていると思うのです。それを民間の事業所にもこういうことがありますのでということを知りたいのです。それをどうするかは事業所で決めることだと思います。ただ、不妊治療をしながらでも子どもがほしいとか、そういう人たちの母体を守るために通知というものが出ていると思います。それをただ知らせるだけでいいと思いますので、そういう対応をしてほしいということは通知してほしいと思います。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 事業所への通知ということですが、休暇制度のことでもございますし、企業への周知については、今後図らせていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 役場としてはどうですか。町職員に対しての対応というのはどうなりますか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 役場の制度としては、特別休暇という制度はあります。不妊治療を受ける場合に、男女を問わず、特別休暇がございます。これは1年間において5日の範囲内で取得することができるというような制度になっております。

●委員長（竹田委員） 2 番、石澤委員。

●石澤委員 本人の体がつらい場合は、それも広がることも含めて対応してほしいと思いますがいかがですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 広がるというのはちょっとあれなのですが、1 年間で5 日、この休暇制度なのですけれども、ちょっと広がるという意味は、私理解できなかったのですが、ちょっともう一度お願いしたいのですが。

●委員長（竹田委員） 2 番、石澤委員。

●石澤委員 5 日と言いましたよね。不妊治療をする場合は、結構1 か月後、2 か月後とかいう形で、その人の排卵とか、そういう関係で結構期間的に長い。1 年間で5 日という対応であっては母体を守れないということがあるのです。ですから、その方が不妊治療をした場合に、体調が悪いということが出てくると思いますので、そのときその人の申請された場合にはきちんと認めてやってほしいと思うのですが、そういう意味です。1 年で5 日という意味ではなくて。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今の制度としては5 日間しかありませんので、それはご本人ともお話をさせていただきながら、年次有給休暇をつかっていただくとか、この辺は本人と話を進めて、制度としてはまずはその5 日間以内とはなっておりますので、有給と合わせて使っていただくということになります。

●委員長（竹田委員） 2 番、石澤委員。

●石澤委員 その人が不妊治療をしやすいような環境をきちんと使っていつてあげてほしいと思います。それで相談、今の話でいいです。お願いします。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 環境となりますと、その職場もそうですね、休みやすい環境と言いますか、みんなで一緒に業務をやっていくわけですから、周りも休みやすいような体制でできるように対応できればと思います。

●委員長（竹田委員） 2 目健康推進費、他に、ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3 目墓地火葬場費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目水道費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目病院費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目子ども医療費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項環境政策費、1 目環境対策費。

3 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしますが、厚岸町は町内に存するゴルフ場との間で公害防止協定を結んでいましたね。いますねと言ったらいいいのか、いましてねと言ったらいいいのか、ちょっと分からないのですが。これは随分前になるのですが、もう平成の初めだったかな。その後、代が変わるたびに、経営者変わっていますから、何回か、そのたびに公害防止協定を結んできたと理解しているのですが、現在どのようになっていますでしょうか。それから、その協定の内容を簡単にでいいですから教えてください。

- 委員長（竹田委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） ゴルフ場との公害防止協定の内容について、ご説明させていただきます。

平成18年7月5日に新ゴルフクラブへ、今の経営移譲されたということで、前の厚岸ゴルフクラブからの内容をそのまま引き継いで公害防止協定を結んでいるところでござ

います。

内容につきましては、農薬の使用計画書の提出・確認、水質検査の実施・確認という内容になっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 町のほうから直接調査をするということとはできないのですか。向こうが出した資料を見るだけですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、農薬の関係については、農林水産省のほうで年1回立ち会いしておりまして、中身の確認又は在庫の確認等をしております。その内容について、町のほうでも確認させていただいております。

さらに、水質調査につきましては、町の要請によりやっていただくということになっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 1目環境対策費、他に、ございませんか。
2番、石澤委員。

●石澤委員 ここで再生可能エネルギー導入目標計画策定というのがあるのですが、この内容、どのようになっていますか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 再生可能エネルギーの導入目標計画策定事業でございます。998万8,000円計上させていただいております。この内容につきましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費の補助金を活用いたしまして、厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画策定事業として、地域の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、温室ガスの排出実質ゼロに向けた排出量及び吸収量の将来設計と社会の状態に必要な技術、施策、事業などを明らかにした脱炭素シナリオを作成することを検討しているという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 まだ具体的にどうのこうのというまではいっていないのですね、策定ということは。その辺どうなのですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長(真里谷課長)　そうです。新年度におきまして、その内容について検討するということでございます。ただ、目標については決まっております、2030年度に2013年対比46%の削減、2050年度までに、国全体がもうゼロということで宣言しておりますので、これに合わせて厚岸町もゼロ、カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すということで、厚岸町にとって何ができるかということを検討していくということでございます。

●委員長(竹田委員)　5番、南谷委員。

●南谷委員　同じところで申し訳ないのですけれども、もう少しお尋ねをさせていただきます。

たしか、これ杉田委員が一般質問された事項だと思います。杉田委員、何か質問するのかなと思っていたのですけれども、もう少し詳しく説明をしてください。

目標を策定の計画の策定のために委託するということなののですけれども、取組です。当然、窓口はどこの課になって、職員レベルでは町の中ではどこの課が主体になってどういう取組をされるのか。また、町内の住民に対してはどういう影響があるのか。まず、取り組んでいく段階で、令和4年度はこのように、ここまではやりますよ、どんな取組をするのだということをもう少し具体的に取組の内容について説明をしてください。

●委員長(竹田委員)　環境林務課長。

●環境林務課長(真里谷課長)　具体的な中身について説明させていただきます。

環境省の補助金を使いまして、私さっきお話したとおり、シナリオの作成をいたします。その成果として、実行計画の区域施策編と言いまして、温暖化対策実行計画区域施策編というのがございます。既に事務事業編と言いまして、厚岸町内部のものはもう既につくっておるのですが、地域や家庭、企業を含めた全体の計画というのはまだつくっておりません。これについては、都道府県だとか、あと政令指定都市等には義務化されておりますが、それ以外については努力義務ということになっておるところでございます。それにつきましても、令和4年度にこのシナリオをつくった段階で、この計画編を策定しようという考えでございます。これに基づいて、再生可能エネルギー、例えば太陽光はどういう形、今太陽光につきましては観光商工課のほうで窓口としてやられているということでございます。

それから、あと考えられるのは、これから検討材料に入るのですが、例えば地中熱のヒートポンプだとか、あと断熱等も含めまして、各課にまたがる部分がございます。これにつきましても、とにかく検討して、何ができるかというのをまず4年度で決めて、その後、こういうことができるのでどうするという形で、その後進めていくという内容になっているところでございます。

●委員長(竹田委員)　5番、南谷委員。

●南谷委員 それでは、令和4年度については庁内というのですか、担当課で関係のある課、全課にまたがるのでしょうか、それぞれの課でそれぞれ持ち寄ってどうしていくのか、データに基づいて協議しながら固めていくと、こういう捉え方でよろしいですか。町民に対しては、直接まだそこまではいかないと、影響はないというわけではないのですけれども、関係業種の方には相談をしたりするかもしれないけれども、まず庁内である程度の方向性を定めると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 内容につきまして、再エネ委員会というものを策定しようという考えでございます。これにつきましては、各関係課とか、あと商工会、漁協、農協等も含めて、再生可能エネルギーに関係ある部分につきまして委員会を開くと。それから、町民の方々につきましてはアンケートを実施して、どのように再生可能エネルギーという部分でどういうものを希望しているか等も含めて、いろいろな部分をこの部分で聞いて、町民の考え方というものも含めて検討していくということでございます。これは、4年度内に作成するというところでございますので、その内容につきましては、5年度に公表されるという予定にはなっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目水鳥観察館運営費。

3 番、室崎委員。

●室崎委員 水鳥観察館に関してお聞きします。

私のこの前の議論でご答弁があつて、水鳥観察館が所管している学術奨励金で、27年になりますが、そこに蓄積されてきたものを使っての講演会だとか学習会ということもおっしゃったかな、そういうものを進めていきたいのだというお話をなさっていたのですが、今具体的にどんなことを考えているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 厚岸湖別寒辺牛湿原の学術奨励金でございます。この奨励金につきましては、平成9年度から続いておりまして、貴重な学術研究だと思っております。この内容について町民の方々ということで、概要版もつくりながらのということではやってい

るのですが、やはり研究ということで、なかなか難しい部分もございます。それを分かりやすく町民向けの講演会を開くということでございます。ここ2年間はコロナの影響でちょっとできておりませんが、コロナが明けた後、例えば平成30年度には厚岸町の地下に眠る巨大地震の爪痕ということで講演会をやっていただきました。さらに、令和2年度は講演会ではないのですが、アナジャコとアサリの種間関係ということで、北大の水産学部と、それから地元の翔洋高校が共同で調査を行って、アナジャコの食材利用としての新製品の開発にまで結んでいるという部分では、かなり効果があると考えております。

これらも含め、やはり、小中学校につきましても、つながる部分はあります。さらに、今、4年度の町で募集しているところでございますが、何とか一つでも多く小中学生に分かるような内容でということを出している研究機関、大学等の研究機関にはお知らせするという考えでおるところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 大変に前向きないい話を聞きましたので、どんどん進めていただきたいです。コロナが邪魔しているというのは残念ですけれども。

ちょっと話が変わりますが、町民広場1階にテレビが置いてありますね。今、モニターと言うのかな。そして、DVDだと思うのだけれども、元ならプロモーションビデオとでも言ったのですか、厚岸の風景だとか厚岸を紹介する短編映画が流れています。私もおもわず見入って、しばらくあそこに立って見ていたのです。なかなかしゃれたいいものが出ているのです。実は水鳥観察館で結構レベルの高い厚岸の自然をまとめたものを持っているわけです。実は厚生文教常任委員会が岡山県まで視察に行ったときに、私たちはこんなところに住んでいるのですよというのを水鳥観察館でまとめてくませて、これ持っていきました。びっくりして見ていましたよね。こういう自然があるのかというところで。例えば、鹿を熊がくわえて、ぎゅーっと引っ張っていくところだとか、鶴が泳ぐところとか、なかなかおもしろかった。ああいうものも、水鳥観察館まで行けば見れるのしょうけれども、ぜひここで一緒にプロモーションビデオの間に入れていただいて、みんなが見れるようにしたら非常によいのではないかと。せっかくあるのだから、まずは町の人にみんなに見てもらおうではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 今、委員おっしゃられたVTR、私も見させていただきました、中身かなり感銘したところでございます。その内容も含めて、29年度に水鳥観察館にドローンが寄贈されておりまして、その映像とか動画もいっぱいございます。これらも含めて、現在PR動画ということで作成中でございます。年度内中に作成をして、今の段階では水鳥観察館で視聴できるほか、ユーチューブとかホームページとか、庁舎1階ロビーとかという考えで今進んでいるところでございますので、ぜひそういう

形で、どんどん国定公園の指定をきっかけにということでPRしていきたいなと思って
いるところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 大いに心強い話なので、よろしくお願いします。

もう1点あるのですが、水鳥観察館の2階に鳥を見るための小型の望遠鏡が何基か
な、4基か5基ついていますね。あれの現在の状況、ご存知ですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 2階の望遠鏡の利用者の状況ですけれども、そこまでは
ちょっと確認はしているところではございません。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 今年の1月なのですけれども、私ちょっと内地からお客さん来て、連れて行
ったのです。そうしたら、あそこにあるこのくらいの長さの望遠鏡ですが、前に行った
ときは、その台、こういう台に乗っかるのですが、そこのねじがあって、それをぎゅっ
と閉めると固定されるのです。だから、それでまず私が鶴でも何でも、鷹でも発見した
ら、一緒にいる人に、どれどれ見てごらんよと言って、それで覗いて、ふんということ
が言えたのです。今回、全部ここがいかれているのです。手離すとかつんといってみん
な前に落ちてしまうのです。だから、子どもなんかは見れないですよ。大人だったら、
手やって見れるのですけれども。いつ頃からそんな状態で放置してあるのですかね。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後16時47分休憩

午後16時48分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 失礼しました。貴重な時間を取らせて申し訳ございませ
ん。

今、確認いたしました。2階の望遠鏡でございますが、毎日確認しているというこ
とで、多分たまたまそのときはずれていたのかなということです。今はきちんと止める
ようにして確認はしているので大丈夫であるということで確認はさせていただきました。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 そんな話では済まないでしょう。全部がそうになっていたのですよ。1台残らず。しかも、そのときの職員は何もびっくりしていなかったですよ。これははっきり言っておきます。こんなもの、水鳥観察館の重要性を考えたら、1日でもそんな状態でもって放置することは許されないでしょう。それは1週間に一人くらいしか来ないような施設ならいいですよ。それでもよくないのだけれども。だけれども、水鳥観察館というのは非常に、特に本州方面から来る人にはものすごい人気があるのです。私も実際に、非常に鼻を高くしたことがあるのですが、北海道に行ったら、どここの展望台行っごらん、あそこはひどいから、だけれども、厚岸の水鳥観察館と浜中の湿原展望台、あそこはいいよと、そのように若い人たちが鳥が好きだとかいろいろなことでもって歩くわけでしょう。そういう人の中では言われているのだよという話、私聞いています。これはうれしかったです。そういう施設なのですよ。それが4台だか5台ある望遠鏡が全部固定もできなくて、こてんといって下向くような状態にして、鎖だけは立派なものがついていました。そういう状態では、やはり本来何をやっているのかという印象を与えてしまいます。これは十分に反省して、即直していただきたい。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 委員のおっしゃるとおりでございます。意識の欠落があると考えられます。やはり、いろいろな部分でそういうための望遠鏡でございますので、そういうことがないように、今後しっかりと管理・運営していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他に、2目水鳥観察館運営費、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、3目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目し尿処理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目下水処理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、4 款衛生費を終わります。

182 ページ、5 款農林水産業費に入ります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目農業振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目畜産業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目農地費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目牧野管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目農業施設費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 目農業水道費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9 目堆肥センター費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項林業費、1 目林業総務費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目林業振興費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目造林事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目林業施設費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目特用林産振興費。
8 番、金子委員。

- 金子委員 5 目特用林産振興費の修繕料158万9,000円の、どういうところを修繕したのか教えていただけますか。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長(川越課長) 修繕料の内訳でありますけれども、センターハウスの施設修繕、それと設備の関係になりますと、電気施設やボイラーの設備関係ということになっております。

- 委員長（竹田委員） 8 番、金子委員。

- 金子委員 ありがとうございます。

聞くとところによると、1月の雪が降ったときに、菌床センターのハウス2棟が潰れたと聞いておりまして、そのとき、課長自らが屋根に登って直しているというのを職員にも頑張って直していたのを聞きまして、今、センターの潰れたハウスの状況はどうなっているのかと、潰れたことによって生産者の菌床に何か影響が出たかどうか、その当たり、分かる範囲で教えてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 1月の雪の影響で被害を受けたのが外のバイオハウス2棟ということになります。先日、総務産業常任委員会のほうにはご報告させていただいたのですが、内容といたしましては、降雪によりまして重みに耐えかねたビニールハウス、長さ40メートルあるものですから、生産者よりも長いということで、荷重がかかって潰れたということではありますが、実際には残念ながら今使っているハウス、外のバイオハウスが実質5棟ありますが、3棟使っておりまして、使っていないハウス2棟について今回影響があったということでございます。

現在のところは、室内のバイオ室、それと今残ったハウス、元々使っていたハウスで今までも回しておりましたし、現在、令和4年度の見込みとしましても、当面は今までどおり生産者に影響のない形で対応できると考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 8番、金子委員。

●金子委員 生産者に影響がなくて何よりだったと思います。

菌床センター自体が、やはり25年たっておりまして、職員とかいろいろ関係者から聞いても、例えば機械の調子が悪くて、菌床を製造するスケジュールどおりにちょっとできない日があるとか、そういうこともちょっと聞いたりしていることもあって、やはりこれからどんどん、今回百五十何万円の修繕ですが、大規模な多分修繕が菌床センターも必要になってくる時期は近づいていると思うのです。そのことについて、町としてはどのようにそういうことを捉えているかどうか、そういうことをちょっとお聞きしたいです。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 委員がご心配されることというのは当然必要な検討事項だと考えております。特にものを細かく言ってもあれですけども、おがくずを回すミキサー、これについては数年前に入れ替えしていたと思いますし、殺菌釜が主に年数がたっているのかなと思います。これらにつきましても、メーカーのほうといろいろ話をしながら、まだ使えるのではないかと、修理をしながらやっておりますが、今回の特用林産振興費の中にも実はハウス資材を定期的に維持できるような予算も一部盛り込ませていただいております。同様に施設全体、それと大きな設備につきましても、今後の方向性を考えながら、計画的な部分もつくってまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 8番、金子委員。

●金子委員 ありがとうございます。

では、引き続き、そのような老朽化、どんどん進んできているのは間違いないので、

その辺も頭に常に課長も入れていただきながら、きのこの運営、センターの運営を頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 生産者に直結する施設でございますので、そのあたりはしっかりと対応してまいりたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5目特用林産振興費、他に、ございませんか。
5番、南谷委員。

●南谷委員 私も修繕料156万9,000円なのですが、今説明を伺いました。この中に、聞き違いかなと思って聞いておったのですが、1月の雪による2棟のハウスの修理代も含まれていると、こういうことではないのですか。違うのですか。僕、そのように取ったものだから。議員協議会の中に、この2棟の修理代については、もっと大きい数字を説明されました。2棟の修理について。これとは違うということですか。この辺が僕の頭の中で一緒になってしまっているのです。申し訳ないけれども。聞いていた数字が小さくなったのかなと思ったものですから、この辺、もう少しきちんと、ハウスが2棟破損したと、これについて前に説明を受けたときのものが今回どうなっているのか、この辺も含めて、きちんと説明してください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 大変申し訳ございません。説明が不十分だったと思います。

先ほど、8番委員からの質問の内容のものとは違います。通常どおり、今まで運営していく中で必要なハウスの資材ということで、ちょっと以前お話したのと違います。総務産業常任委員会で申し上げたとおり、この雪で潰れた部分ではなく、雪で潰れた部分につきましては、今後の利用目的を検討した上で、必要な事業が来た際に、再度予算計上を検討させていただきたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、今後の利用方法も含めて、1月の総産での説明のものについては、この中に含まれていないと、こういうことですね。分かりました。

●委員長（竹田委員） 特用林産振興費、5目、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 5 時01分休憩

午後 5 時02分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
3 項水産業費、1 目水産業総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目水産振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目漁港管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目養殖事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目水産施設費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目全国豊かな海づくり大会推進事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、5 款農林水産業費を終わります。

なければ、本日の会議は、この程度にとどめ、明日10時頃から審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会します。

午後 5 時03分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 9 日

令和 4 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長